



**Fair Finance Guide 第 1 回ケース調査報告書**  
**日本の金融機関は人権侵害にどう関与しているか？**  
**～海外における 4 つの開発プロジェクトを例に～**  
＜第二版＞

2015 年 1 月 9 日  
アジア太平洋資料センター (PARC)  
「環境・持続社会」研究センター (JACSSES)  
国際青年環境 NGO A SEED JAPAN

本報告書の作成にあたってはスウェーデン国際開発協力庁 (Sida) の助成を受けています。

## 概要

本報告書では、日本の環境・人権 NGO が問題を指摘している 4 つの開発プロジェクトを対象として調査を実施した。案件名、国名、事業に出資している日本企業、発生している人権問題の概要は以下の通りである。

### 4 つの開発プロジェクトと人権問題の概要

案件名・国名	出資企業	発生している人権問題の概要
パタン石炭火力発電事業（インドネシア）	電源開発、伊藤忠商事	警備員・チンピラ・軍・警察による住民への脅迫等が多く指摘されている。国家人権委員会が改善を勧告。
ボガブライ石炭採掘事業（オーストラリア）	出光興産	先住民族の土地権を巡って裁判で係争中。文化財の影響について事前協議や合意取得の不備が指摘されている。
コーラル・ベイ・ニッケル製錬事業（フィリピン）	住友金属鉱山、三井物産、双日	先住民族の伝統的な意思決定方法を見做して合意取得を強行。武装集団による先住民族への脅迫、発がん性物質垂れ流しによる健康被害が指摘されている。
ティラワ特別経済区（SEZ）開発事業（ビルマ／ミャンマー）	三菱商事、住友商事、丸紅	当局による一方的な立退き勧告と土地売却の脅迫、異議申立を行った住民の不当逮捕が指摘されている。

4 つの開発プロジェクトに出資している日本企業 9 社に対する三菱 UFJ フィナンシャルグループ（三菱 UFJ）、みずほフィナンシャルグループ（みずほ）、三井住友フィナンシャルグループ（三井住友）、りそなホールディングス（りそな）、三井住友トラストホールディングス（三井住友トラスト）の投融資状況を調査したところ、以下の通りとなった。

### 企業 9 社に対する金融機関の投融資状況（金融機関別の合計）

単位：億円

	三菱 UFJ	みずほ	三井住友	りそな	三井住友 トラスト	合計
融資	23,486.62	19,847.97	11,948.74	76.05	4,451.15	59,810.53
証券発行	2,848.70	2,377.99	1,600.67	0.00	0.00	6,827.36
株式保有	2,844.82	1,945.79	1,068.23	9.29	5,206.18	11,074.31
債券保有	25.00	26.55	31.10	0.00	32.98	115.63

各金融機関で掲げられた投融資方針とのギャップについては、三菱 UFJ、みずほ、三井住友は、先住民族の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用について、

適切に実施されていなかった。リそなは、公開されている情報の中には、加点対象となる方針はなく、掲げられた投融資方針とのギャップはなかった。三井住友トラストは、世界人権宣言や国連グローバル・コンパクトの人権規範の確保について、適切に実施されてないことが明らかとなった。各金融機関は、人権配慮に関する投融資方針の策定・強化、人権配慮確認（人権デュー・デリジェンス）の強化、エンゲージメント・投融資引上げ等を図るべきである。

## はじめに

Fair Finance Guide は、金融機関の投融資方針を比較して預金者に提供することを通じて、金融機関の CSR に良い競争を生み出し、環境破壊や人権侵害に資金が投じられないようにすることを目的として、2014 年 1 月に世界 7 か国<sup>1</sup>でスタートした NGO の国際プロジェクトである。日本では、アジア太平洋資料センター（PARC）、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、国際青年環境 NGO A SEED JAPAN の 3 団体が実施を担っている。

Fair Finance Guide では、三菱 UFJ フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、三井住友トラストホールディングスの 5 金融グループを対象に投融資方針のスコアリングを行い、Fair Finance Guide の日本語ウェブサイト（<http://fairfinance.jp>）にてその結果を公開している。一方で、その投融資方針が適切に運用されているかどうかを確認するために定期的にケース調査を行っている。

今回、第 1 回の Fair Finance Guide ケース調査として人権をテーマに選択した背景には、金融機関の CSR において、人権配慮が注目のテーマの一つとなっていることがあげられる。2011 年 3 月に国連ビジネスと人権に関する指導原則（通称「ジョン・ラギー報告書」）が発表され、人権デュー・デリジェンスの考え方や手続きが示された。また、2013 年に策定されたエクエーター原則の第 3 次改訂版では、金融機関が人権デュー・デリジェンスを行うことが明記された。

第 1 章では、日本の環境 NGO や人権 NGO が問題を指摘している 4 つの開発プロジェクトを調査し、人権侵害の概要と法制度や政策違反をまとめた。第 2 章では、それらの開発プロジェクトを実施している日本企業 9 社に対する主要金融機関 5 グループの投融資状況を調査した。この調査はオランダの市民系シンクタンクである Profundo に委託し、金融データベース等をもとに投融資状況を明らかにした。第 3 章では、主要金融機関 5 グループの 9 社への関与の度合いと投融資方針を比較し、ギャップの有無を調査し、金融機関への提言をまとめた。

本調査が民間金融機関の人権デュー・デリジェンスをさらに強化することにつながれば幸いである。

---

<sup>1</sup> Fair Finance Guide（旧 BankWiser）プロジェクトは 2009 年より Oxfam Novib や Amnesty International 等の NGO が中心となってオランダにて、2011 年よりブラジルにて実施されていますが、2014 年 1 月より、インドネシア、スウェーデン、フランス、ベルギー、日本で開始した。今後も活動国数を拡大予定である。

## 目次

概要	p1
はじめに	p2
目次	p4
第1章：日本企業が関与する人権侵害事例	p5
ケース1：バタン石炭火力発電事業（インドネシア）	p5
ケース2：ボガブライ石炭採掘事業（オーストラリア）	p13
ケース3：コーラル・ベイ・ニッケル製錬事業（フィリピン）	p18
ケース4：ティラワ特別経済区（SEZ）開発事業（ビルマ／ミャンマー）	p26
第2章：各企業に対する金融機関の投融資状況	p36
第3章：結論と提言	p38

## 第1章：日本企業が関与する人権侵害事例

### ケース1：バタン石炭火力発電事業（インドネシア）

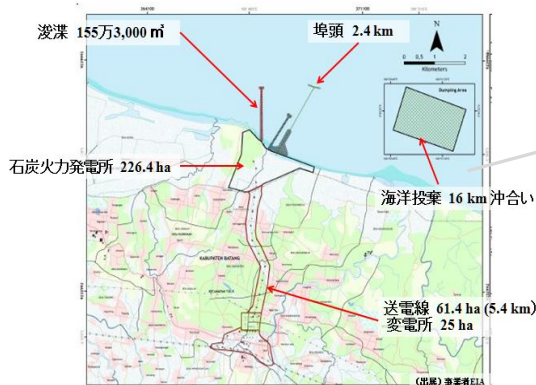
波多江秀枝・国際環境 NGO FoE Japan

#### ■プロジェクト概要

インドネシア経済成長促進・拡大基本計画（MP3EI）の一環として、中部ジャワ州バタン県に 2,000 メガワット（MW）規模の超々臨界圧（USC：Ultra Super Critical）石炭火力発電所を建設し、ジャワバリ系統管内への電力供給を目的としている。燃料は、インドネシア産亜瀝青炭を利用予定。総事業費は約 40 億米ドル（出資約 13 億米ドル、融資約 27 億米ドルの予定<sup>2</sup>）で、発電所（1,000 MW×2 基）、埠頭、海洋浚渫・投棄、送電線・変電所設備等の建設・設置などが含まれる。

事業者であるビマセナ・パワー・インドネシア社（BPI）が独立発電事業者（IPP）として、インドネシア国有電力会社（PLN）との間で、25 年にわたる電力売買契約（PPA）を締結。25 年間の BOOT 方式<sup>3</sup>で進められる予定である。インドネシアの官民連携パートナーシップ（PPP）第 1 号案件で、インドネシア・インフラ保証基金（IIGF）、および、財務省による電力購入保証<sup>4</sup>も付与されている。

当初は 2012 年 10 月に着工を予定し、2016 年末頃に発電所 1 号機の運転開始、2017 年中頃に 2 号機の運転開始を予定していたが、用地取得が難航。依然として着工に至っておらず事業は遅延している。2014 年 6 月、土地売却交渉<sup>5</sup>の不調から BPI が不可抗力条項の適用を PLN、および、建設請負会社へ通知。インドネシア政府に支援を求めたが、2014 年 10 月には、約 15%の用地取得が完了せぬまま、3 度目となる融資調達期限<sup>6</sup>が過ぎ、同期限は守られずに終わっている。しかし、インドネシア政府が同期限を延長したかは判然としておらず、同事業の進退は不透明なままとなっている（2014 年 10 月時点）。



（地図）インドネシア・中部ジャワ州  
バタン県事業予定地

<sup>2</sup> 国土交通省「平成 24 年度 我が国建設企業の海外 PPP 事業への参画のための戦略検討業務 報告書」

<sup>3</sup> 建設・所有・運営・譲渡。25 年間、発電所を操業した後、発電所設備は PLN に譲渡される。

<sup>4</sup> IIGF は、世界銀行のインドネシア向けインフラストラクチャー開発政策借款（IDPL）（2007～10 年に計 8 億 5,000 万ドル）の下に促進が図られた PPP インフラ投資枠組みの一つ。また、世銀は IIGF に 3,000 万ドルの融資を供与（2012 年）しており、IIGF のすべての運用にあたり、世銀の業務マニュアルを適用することを法的要件としている。本事業は IIGF の第 1 号適用案件。

<sup>5</sup> PPP に関する修正大統領令（2010 年第 13 号）では、PPP 事業において、政府が用地取得に責任を持つことが明確に定められているが、セクター法に用地取得の規定が存在する場合は、セクター法が優先することが記述されている。したがって、同事業の場合、電力法で民間の用地取得が定められていることから、電力法に基づいて民間事業者が用地取得を行ってきた。しかし、BPI が不可抗力宣言を出した後、2014 年 9 月 16 日付で、エネルギー・鉱物資源省から PLN に対し、（政府による土地収用手続きを詳細に定めた）新土地収用法（2012 年第 2 号）を同事業に適用し、土地収用を引き継ぐよう記載された書簡が出されている。今後、PLN が同法に則った土地収用手続きをとってくる可能性もある。

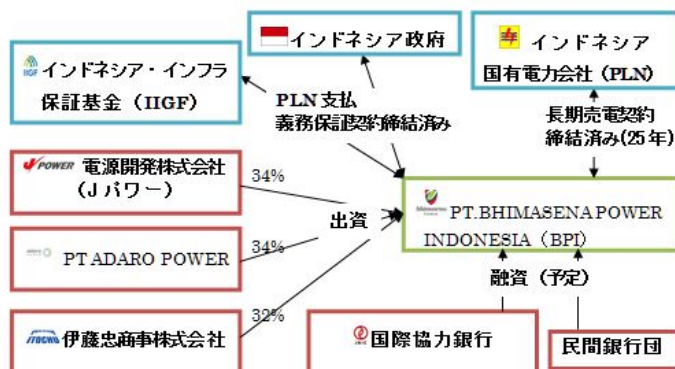
<sup>6</sup> 同事業の保証契約等は 2011 年 10 月 6 日に署名され、当初、2012 年 10 月 6 日が融資調達の期限日とされていたが、同期限は 2 年連続で 1 年間ずつ延長されてきた。

## ■日本企業の関与

同事業の事業実施者である BPI は、電源開発株（Jパワー）34%、アダロ・パワー社（アダロ）34%、伊藤忠商事株（伊藤忠）32%の出資比率で3社が設立した現地法人である。

同事業は、日本が官民を挙げて推進しているパッケージ型インフラ輸出の旗艦事業であり、融資調達予定額約 27 億米ドルの 60% にあたる約 16

億米ドルを国際協力銀行（JBIC）が、残り約 11 億米ドルを民間銀行団が融資<sup>7</sup>しようと検討中。JBIC・民間銀行団ともに、同事業に関する環境レビューを継続中である。また、2012 年 8 月には、民間銀行が 1 年間のつなぎ融資契約を締結しており、その融資額は約 2 億 7,000 万米ドルであった（三井住友信託銀行 1 億 3,500 万米ドル、三菱東京 UFJ 銀行 6,200 万米ドル、みずほ銀行・三井住友銀行・シンガポール DBS 銀行・シンガポール OCBC 銀行が各行 1,800 万米ドル）<sup>8</sup>。



表：同事業に係る日本企業・公的機関の関与と経緯

2011年6月	Jパワー、アダロ、伊藤忠の3社グループ、同石炭火力発電事業（新規石炭火力独立発電事業体（IPP）国際入札案件）の優先交渉権を獲得
2011年7月	Jパワー、アダロ、伊藤忠の3社グループ、BPIを設立
2011年10月6日	BPI、電力を25年間にわたり PLN に供給する長期売電契約（PPA）を PLN と締結。BPI、同事業における PLN の支払義務を保証する保証契約を IIGF、および、インドネシア政府と締結
2012年8月	BPI、民間銀行と1年間のつなぎ融資契約を締結
2012年10月	融資調達期限、延長 着工予定の遅延
2013年7月11日	JBIC、同事業に関する環境レビューを開始（EIA インドネシア語版の公開開始）
2013年7月下旬	JBIC、同事業に関する環境レビューの一環で現地踏査を実施
2013年8月26日	インドネシア政府当局、EIA を承認、環境許可証を発行
2013年10月6日	融資調達期限、再延長
2014年6月27日	BPI、不可抗力条項の適用を PLN、および、建設会社に通知
2014年10月6日	融資調達期限、再延長か？（2014年10月時点では依然として不明）
2016年末頃	1号機運転開始予定（遅延）
2017年中頃	2号機運転開始予定（遅延）

<sup>7</sup> 国土交通省による同上、平成 24 年度報告書

<sup>8</sup> 国土交通省による同上、平成 24 年度報告書



## ■人権侵害の実態

### (1) 適切な補償手続・措置の欠如と生計手段・収入機会の喪失



「Tolak PLTU=石炭火力発電所を拒否」と書かれた黄色の旗が立てられているポノワレン村の農地（2014年2月、FoE Japan 撮影）



ポノワレン村の農地に事業者が立てた看板「所有者の許可なく土地に立入り、利用した者は禁固・罰金に処す」（2014年2月、FoE Japan 撮影）

同事業に反対する住民らは、バタン県ウジュンネゴロ村、カランゲネン村、ポノワレン村、ウォノクルソ村、ロバン村の約7,000人から成る UKPWR 協会（Paguyuban UKPWR）を立ち上げ、2011年から地元やジャカルタで約25回にわたるデモ活動を行ってきた。その住民らの大きな反対理由の一つは生計手段の喪失である。

住民らによれば<sup>9</sup>、発電所建設予定地226.4ヘクタール（ウジュンネゴロ村、カランゲネン村、ポノワレン村の3村をまたぐ）の地権者は約700世帯おり、また、そこで小作、農業労働に従事している約3,000人が影響を受けることになる。彼らが主要な生計手段として依存してきた先祖代々の農地は非常に肥沃で、生産性が高い。例えば、水田からの収穫高は、ヘクタール当たり7～8トンにのぼり<sup>10</sup>、灌漑用水<sup>11</sup>によって1年間に3回稲作が可能である。また、ジャスミン畑でも年中収穫が可能だ。

また、ロバン村には、約2,000人の漁民が暮らしており、バタン水域の豊富な水産物に依存。カニ、イカ、エビなどを獲り、暮らしを立ててきた。同事業が実施される海岸地帯は、ジャワ島北側の海岸線で最も漁獲高の大きい地域の一つであり、ウジュンネゴロ＝ロバン海岸地帯は、2008年政令第26号や区画に関する2010年中部ジャワ州条例第6号によって、海洋・観光保護地区としても保護されてきた地域である。

同事業が実施されれば、農地収用<sup>12</sup>や海域への排水<sup>13</sup>などにより、これら多くの農民と漁民が主生計を

<sup>9</sup> 環境影響評価（EIA。インドネシアでは、ANDAL）によれば、農地地権者は504人、借地人・日雇い農業労働者は1,176人。また、送電線（61.4 ha）・変電所（25 ha）においては、農地地権者は17人とされている。

<sup>10</sup> 2012年FAO統計（<http://faostat.fao.org/site/567/default.aspx#ancor>）によれば、インドネシアの全国平均はヘクタール当たり5.136トン。

<sup>11</sup> 灌漑は1980年代に整備された。

<sup>12</sup> JBICによれば、同事業の土地収用に伴い、少なくとも、稲作地90ヘクタール（ほぼ年3期作可能）、および、ジャスミン畑40ヘクタールの農地が影響を受ける。

<sup>13</sup> グリーンピースは、年間約226kgの水銀が排出されると推定し、たった0.907gの水銀でも、0.1平方キロメートルの面積の池で魚が食用に適さなくなる可能性があるとして指摘している。



奪われることになる。しかし、こうした生計手段を喪失する農民・漁民に関する詳細な社会経済世帯調査、また、土地収用・生計手段喪失に関する公開の住民協議が行なわれず、補償計画書も策定されないまま<sup>14</sup>、2011年からBPIによる土地売却交渉が始められた。結果として、すでに農作業ができなくなり、収入機会が減少した農民も出ているのが現状だ。

また、補償計画書がないまま<sup>15</sup>、つまり、土地補償価格の根拠を示した調査・検証結果について公開されたものがないまま、2011年からBPIが各地権者と個別に土地売却交渉を進めたため<sup>16</sup>、土地に対する補償基準が不透明で、補償価格もそれぞれ異なる不公正なものとなってしまう<sup>17</sup>。こうした不透明な個別の土地売却交渉は、住民間の不信感を増幅させ、コミュニティ内の分裂を引き起こす要因の一つともなっている。

## (2) 環境影響評価（EIA）手続きにおける適切な住民参加の欠如

住民によれば、EIA<sup>18</sup>に関する住民協議会は、少なくとも、2012年11月にウジュンネゴロ村、カランゲネン村、ポノワレン村の3村で開かれている。しかし、EIAに住民協議の開催記録や議事録が添付されておらず、その他の住民協議の機会について知ることは困難である。

上記3村での住民協議会については、参加者が招待状を受け取った住民に限定されており、事業に反対する住民の参加がまず制限されていた。代わりに当該村の住民でない多数の事業賛成派が協議会に参加していたことが、住民組織 UKPWR 協会によって報告されている。また、反対派の住民は参加できても、発言時間が制限されるなどの差別を受けた。さらに、住民協議会の当日は、重装備をした1,000人以上の軍・警察関係者によって厳重に警備されており、EIAの策定過程における自由な住民参加・発言の機会は、著しく阻害されていた。

事業予定地から東方3~4 kmほどしか離れておらず、約2,000人の漁民が暮らすロバン村では、EIAに関する住民協議会は開かれておらず、彼らの懸念をEIAに反映する機会すら与えられなかった。



「Tolak PLTU=石炭火力発電所を拒否」と書かれた黄色の旗が各々の漁船に立てられているロバン村（2014年9月、FoE Japan 撮影）

( <http://www.greenpeace.org/seasia/id/press/releases/Batang-Coal-fired-Power-Plant-Will-destroy-health-and-livelihoods/> )

<sup>14</sup> 2014年3月18日にNGOがJBICと持った会合のなかで、JBICは「補償計画の存在を確認している」とのことだったが、現地での公開は確認されていない。また、インドネシア国家人権委員会が2013年に提出した勧告書のなかでは、「建設で農地や漁場を失う失業者向けの雇用・福祉対策の明確化」がインドネシア政府に求められており（毎日新聞2013年8月4日）、明確な補償計画がないことを示唆している。

<sup>15</sup> 脚注12と同様。

<sup>16</sup> 住民によれば、2014年10月時点で土地売却を依然として拒否しているのは、約35~40ヘクタールの地権者約50人。

<sup>17</sup> 住民によれば、補償価格は当初、1平米当たり30,000ルピアとされていたが、その後、50,000、100,000、400,000ルピアまでつり上がっている。

<sup>18</sup> インドネシアでは、ANDALとして知られている。

### (3) 事業反対派住民に対する脅迫、法的措置の濫用、および、暴力の行使

事業者が雇ったとみられる警備員やチンピラ<sup>19</sup>、また、国軍・地元警察による住民への脅迫等が多く報告されている<sup>20</sup>。まず、各地権者との個別の土地売却交渉において、BPI に国軍・警察が同行しており、それ自体が住民への威嚇となりかねず、自由な意思決定を阻害する状況であったが、さらに、国軍・警察が土地売却への合意を強要した結果、土地を売らざるを得なくなったと証言する住民が複数見られた。この点は、2013 年にインドネシア国家人権委員会も指摘しており、「売却強要につながる警官、国軍兵士の交渉からの撤退」を勧告している<sup>21</sup>。

事業反対派の住民リーダーらへの嫌がらせも顕著である。まず、2012 年 9 月に現地視察に訪れた日本の商社マンを拉致したとして、ポノワレン村、カラングネン村、ロバン村の 5 名が地元警察により犯罪者に仕立て上げられ、そのでっちあげの罪により、約 5 ヶ月間、刑務所に留置されることになった。また、カラングネン村の 2 名も、事業賛成派の住民を殴打したという身に覚えのない容疑を地元警察にかけられ、有罪判決（7 ヶ月の禁固刑）を受けた。この 2 名のリーダーのうち 1 名は、土地売却を拒んでいる地権者、もう 1 名は小作農民であるが、2014 年 5 月から投獄されている。こうした法的措置の濫用は、事業反対派の住民への脅しであり、反対運動を弱体化させようと狙いが政府側にあるものと思われる。

同事業をめぐるっては、以下のような暴力行為も報告されている。

- ・ 2013 年 7 月、BPI に雇われたとみられる 2 名（各々カラングネン村、ポノワレン村の住民）が、土地売却に応じていない地権者（ジャスミン栽培が主生計）の所有する約 0.5 ヘクタールで、ジャスミンの木を切り倒した。
- ・ 2013 年 7 月、農地でのボーリング作業を行おうとする事業者を阻もうとした住民に対し、地元警察・国軍が暴力を行使した。この結果、住民約 15 人が負傷することになった。
- ・ 2013 年 9 月、再び、農地でのボーリング作業を試みた事業者を阻もうとした住民に対し、地元警察・国軍が催涙ガス弾で欧州する事態となり、住民側に相当数の負傷者が出た。
- ・ 2014 年 5 月、投獄された住民リーダー 2 名の釈放を求めるため、バタン県にある検察庁の前で抗議活動を行なった住民らが、治安部隊と衝突し、暴行を受けた。少なくとも 3 名の住民が負傷した。
- ・ 2014 年 10 月、ポノワレン村で 200 名程が集まり、村共有の村落地の土地売却について話し合っていたが、BPI に雇われたとみられる約 50 名のチンピラ（ポノワレン村、ウジュンネゴロ村、また、バタン県外の住民を含む）が暴行し、住民側 1 名が重傷、4 名が軽傷を負った。

<sup>19</sup> インドネシアでは、プレマンとして知られている。

<sup>20</sup> 反対派の住民を支援する現地 NGO も、国軍・警察、チンピラなどから、監視や脅迫などの人権侵害を受けている。

<sup>21</sup> 毎日新聞 2013 年 8 月 4 日付記事



バタン県の検察庁前で住民リーダーの釈放を求めた抗議活動（2014年5月、UKPWR協会撮影）



日本に来日し、JBIC 前で抗議活動を行なった現地住民・NGO。通勤するJBIC職員等にチラシを配布し、問題を伝えた（2014年9月、FoE Japan撮影）

## ■規約違反と提言

同事業は、生計手段の喪失、子どもや孫など次世代も含めた健康被害、環境破壊、気候変動<sup>22</sup>など、甚大な影響を懸念する現地住民・NGOが、上記のような人権侵害を受けながらも、根強く反対運動を続けてきた。そして、このように同事業への社会的合意が確保されていない<sup>23</sup>結果、土地収用も完了せぬまま、3度目の融資調達期限も過ぎ、着工が2年以上遅れている状況だ。また、以下に示すとおり、同事業はさまざまな規約にも違反している。こうした状況に鑑み、これ以上の人権侵害を回避するためにも、事業者は同事業の中止を、また、JBIC、および、民間銀行団は同事業への融資検討の中止を早急に決定すべきである。

仮に、同事業を継続する場合には、以下の提言で示す対応が不可欠であろう。

### 提言1：生計手段の喪失に対する補償措置の確保

JBICの環境社会配慮確認のためのガイドライン（以下、JBICガイドライン）では、生計手段の喪失に係る補償措置について、以下の規定がある。

- ・ 補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。
- ・ 生計手段の喪失・収入機会の減少に対する適切な補償・代替措置により、以前の水準より改善、または少なくとも回復するよう努めなければならない。
- ・ 補償計画の立案・実施・モニタリングへのコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。
- ・ 大規模な生計手段の喪失が発生する場合、補償計画が作成、公開されていなければならない。
- ・ 補償計画に係る事前の情報公開と住民協議が行なわれていなければならない。

<sup>22</sup> グリーンピースは、バタン石炭火力発電所1つで年間1,080万トンの二酸化炭素を排出することになると指摘している。  
（<http://www.greenpeace.org/seasia/id/press/releases/Batang-Coal-fired-Power-Plant-Will-destroy-health-and-livelihoods/>）

<sup>23</sup> 2014年3月18日、参議院・ODA特別委員会の審議において、JBICは同事業に関し、「ガイドラインに従って状況を確認しているが、一部住民から同意を得ておらず、社会的合意が達成されていない。」との認識を示している。

- ・ 苦情処理メカニズムが整備されていなければならない。

同様に、民間の赤道原則採択金融機関(EPFI)が遵守すべき赤道原則の原則3では、国際金融公社(IFC)パフォーマンス・スタンダード(PS)を適用することになっており、同PS5「土地収用と非自発的住民移転」の遵守が同事業にも求められる。

JBICや民間銀行団は、まず、ガイドライン・PS5の遵守状況を精査し、その結果に基づき、事業者、および、PLNに遵守に向けた迅速な対応を求めるべきである。その上で、農業や漁業といった主生計の喪失を補う代替の生計手段の創出が最大の課題であることを認識し、土地収用・補償措置を事業者が実施するのか、PLNが実施するのかにかかわらず、長期的な視点をもった具体的施策の策定・実施・モニタリング体制を確保しなくてはならない。その際には、以下の点に留意する必要がある。

- ・ EIAでは、建設期間中のピーク時に約10,500名、また、操業時に約450名の雇用を創出できるとしているが、農民や漁民の多くは、小学、中学、もしくは高校を卒業しておらず、職業訓練が実施されたとしても、特に操業時には、職業機会を得ることができるのは学歴のある一部の住民だけである可能性が高い。
- ・ 代替農地として90ヘクタールが準備されている<sup>24</sup>が、適切な時期の補償ではないとともに、質(収入機会や生産水準等)・量(面積)ともに十分代替されるものであるかは検証が必要である。

## **提言2：EIAや補償計画等の策定における適切な住民協議・参加の確保**

JBICガイドラインでは、「代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていること」を要件としている。また、土地収用に伴う補償計画等について、「対策の立案、実施、モニタリングへの影響を受ける人々の適切な参加」および「作成に当たって、事前に十分な情報が公開された上で、影響を受ける人々との協議」がなされる旨、規定されている。同様に、赤道原則の原則5：ステークホルダー・エンゲージメントにおいても、「影響を受ける地域社会に対して十分な情報を提供した上での協議と参画のプロセスを取る」と明記されている。

JBICや民間銀行団は、EIA、および、補償計画等の策定にあたり、これまでに行なわれた住民協議が、事前に十分な情報を供与して行なわれていたか、また、反対派の住民も含めた参加者が自由に懸念等を発言できる状況であったか等を精査し、融資をするか否かの意思決定に反映しなくてはならない。また、漁民も含めた同事業の影響を受けるステークホルダーの分析が適切に行なわれ、漁民が住民協議に参加を確保できたかについても確認すべきである。

今後も継続される土地売却交渉や補償計画の策定にあたっては、上記の調査結果を踏まえ、ガイドライン・赤道原則が遵守されるよう、事業者、および、インドネシア政府関係者に迅速な対応を求めるべきだ。例えば、依然として土地売却を拒んでいる地権者の一人が2014年5月から禁固中であるが、このように当該住民が逮捕、あるいは、刑事罰の制裁の下に土地売却交渉を強いられている状態は、住民の「適切な参加」というガイドライン規定に違反する可能性が高い。この点について、JBICは「適切な参加」の確保を事業者と政府関係者に求めるべきである。

<sup>24</sup> 2014年3月18日にNGOがJBICと持った会合におけるJBICの説明。

### **提言 3：人権侵害の事実関係の精査、人権状況の改善、および、新たな人権侵害の回避の確保**

JBIC が、環境社会配慮確認のためのガイドライン（以下、JBIC ガイドライン）に従い行なう環境レビューにおいて参照することになっている「環境チェックリスト」では、「プロジェクトに関係する警備要員が、地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられるか」を確認することが規定されている。同様に、民間の赤道原則採択金融機関（EPFI）が遵守すべき赤道原則の原則 5：ステークホルダー・エンゲージメントでは、「外部からの操作、干渉、強制、脅迫などがあるべきではない。」という規定がある他、別紙Ⅱ「環境・社会アセスメント文書に記載すべき、潜在的な環境・社会問題についての参考リスト」では、「l) 人権への負の影響を防止、緩和および管理するためのデュー・デリジェンスに沿った人権尊重」、および、「u) 地域社会の衛生・安全・保安（プロジェクトにおける保安要員の使用に関するリスク、影響、および管理を含む）」が明記されている。

JBIC や民間銀行団は、まず、再度、実地調査を行ない、上述の人権侵害のケースに係るガイドライン・赤道原則の遵守状況について、事実関係を確認・精査しなくてはならない。その際は、事業実施主体や中央・地方政府だけでなく、同事業の影響を受ける住民や現地 NGO、インドネシア国家人権委員会等にも直接聞き取りを行なうべきである。

また、JBIC や民間銀行団は、その調査結果に基づき、ガイドライン・赤道原則が遵守されるよう、事業者、および、インドネシア政府関係者に迅速な対応を求めるべきだ。具体的には、人権状況の改善、および、これ以上の人権侵害の回避のため、事業者が雇ったとみられる警備員やチンピラ、また、国軍・地元警察が、土地売却交渉や補償計画に係る住民協議会の場を含む、同事業へのあらゆる干渉を早急に止めることが考えられる。また、ガイドライン・赤道原則に規定される人権や参加の観点からも、現在、投獄されている住民 2 名の可及的速やかな釈放が求められる点を事業者らに提起すべきである。

事業者への出資企業である伊藤忠も参加している「国連グローバル・コンパクト 10 原則」の原則 2 では、「人権侵害に加担しないよう確保すべき」ことが謳われ、「組織的または継続的な人権侵害に対し、企業が何も言わないか、何も行わない」場合を人権侵害への「加担の黙認」として紹介している。

事業者は、国軍・地元警察などの治安部隊に警備を依頼するのであれば、国際人権法に則るよう明確な合意を結ぶなどの対応をとるべきである。また、チンピラが地権者や反対派住民に対して繰り返し行なっている脅迫や暴力行為が、どのような経緯で当該チンピラに依頼されたかは定かではないにせよ、住民の自由な発言や参加を妨げ、周辺住民にも脅威を与えているのは確かである。事業者は「人権侵害に加担」せぬよう、こうした脅迫・暴力行為などの人権侵害を公式・非公式に非難するなど、積極的な対応をとるべきである。



## ケース 2：ボガブライ石炭採掘事業（オーストラリア）

川上豊幸・熱帯林行動ネットワーク（JATAN）

### ■プロジェクト概要

ボガブライ石炭採掘事業はトラックとショベルによる露天掘炭鉱の開発事業で、2006年に生産を開始し、選炭プラント、鉄道引込み線を含めた拡張計画である。一般炭に加え、原料炭を生産する能力を持っている。石炭品位は、瀝青炭（燃料用一般炭及び原料炭）。2014年の計画では、年間石炭生産量は、540万トン。2015年までに年間700万トンの生産を計画。鉱区面積は3,872ha。オーストラリア、ニューサウスウェールズ州のハンターバレーの北西、ニューカッスル港まで364kmの鉄道輸送が行われる。

### ■日本企業の関与

出光興産が100%出資する豪州現地法人である Idemitsu Australia Resources Pty Ltdが事業会社である Boggabri Coal Pty Ltdを所有。2014年8月18日に中国電力の豪州現地法人である Chugoku Electric Power Australia Resources Pty Ltdが10%の権益を取得し、年間70万トンを購入する長期契約を発表。日本政府が100%出資する国際協力銀行（JBIC）は、350百万米ドル（約350億円）の融資を行うことを2013年5月に決定し、民間金融機関（具体的な金融機関は不明）との協調融資は総額500百万米ドル（約500億円）となっている。このボガブライ石炭に隣接するホワイトヘブン石炭（Whiteheaven Coal Pty Ltd）の Maules Creek Projectは、2015年第一四半期の採掘開始を目指した開発が行われている。年間1300万トンの採掘を30年以上可能となるプロジェクトとされており、このプロジェクトに、伊藤忠商事が15%、電源開発が10%出資している。

### ■人権侵害の実態と規約違反

人権侵害としては、まず、先住民族の土地権をめぐる係争下にある土地問題がある。企業が、石炭採掘のために露天掘で皆伐を行う州有林が、この土地紛争の対象地となっている。この土地を含めた広範囲の地域に対しては、先住民族のゴメロイが、Native Title（先住権原）を主張しており、この土地権請求は、National Native Title Tribunal（NNTT）で、Tribunal File の NC2011/006 で登録されている。その範囲は右図にあるように<sup>25</sup>、広大で、詳細地図は NNTT のサイトから入手できる。



2013年5月13日には、ゴメロイの人々が集会を開き、石炭鉱山開発の拡大を止める措置をとることに全会一致で決議し、裁決機関 NNTT での判決が出るまでは、さらなる鉱山についての大臣の決定の差し止めを検討していると報告されている。こうした状況は、ILO169号条約 7条1項<sup>26</sup>、第8条1項<sup>27</sup>、

<sup>25</sup> <http://www.miningaustralia.com.au/news/native-title-claimants-want-to-ban-mining>

<sup>26</sup> 「11 関係人民は、その生活、信条、制度、精神的幸福及び自己が占有し又は使用する土地に影響を及ぼす開発過程に対し、その優先順位を決定する権利及び可能な範囲内でその経済的、社会的及び文化的発展を管理する権利を有する。更に、関係人民は、自己に直接影響するおそれのある国及び地域の発展のための計画及びプログラムの作成、実施及び評価に参加する。」 「3 政府は、適当な場合にはいつでも、計画された開発事業が関係人民に与える社会的、精神的、文化的及び

第 14 条 1 項<sup>28</sup>、第 15 条<sup>29</sup>及び国連先住民族の権利宣言（UNDRIP）第 12 条<sup>30</sup>、第 23 条<sup>31</sup>、第 25 条<sup>32</sup>、第 26 条<sup>33</sup>、第 29 条<sup>34</sup>、第 32 条<sup>35</sup>に示されている国際的に認知された権利を侵害している可能性がある。加えて、現地からのレポートによれば、このプロジェクトは、多くの聖なる木や遺物に影響を与え、企業が行ったアセスメントでの影響を受けるサイトの数は、非常に低く見積もられていると批判されている。さらに、石炭輸送の支線の建設については、Gin's Leap と呼ばれるゴメロイの人々の埋葬地の近辺を通過するが、ゴメロイの人々との協議が行われておらず、知らせてすらいなかったという。また文化的な儀式実施のための重要なサイトへのアクセスを数ヶ月にわたり交渉を強いられるといったことも起きている<sup>36</sup>。このような批判があるにも関わらず、環境社会アセスメント報告書では、プロジェクトへの反対意見についての十分な記述がなく、文化的遺産管理を中心に協議を行っている。実際には、上記のような先住民族であるゴメロイの人々からの批判があり、企業側は一定の協議は行っているものの、十分な協議を行っているとは考えにくい状況にある。

加えて、これらのプロジェクトに融資決定を行っている国際協力銀行（JBIC）が持つ「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」に照らしても、第二部の 1. 「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」において、以下のようなガイドライン違反の可能性がある。

---

環境的影響を評価するため、これらの人民と協力して、調査が行われることを確保する。調査の結果は、これらの事業の実施のための基本的な基準とみなされる。4 政府は、関係人民と協力して、これらの人民が居住する地域の環境を保護し及び維持する措置をとる。」

<sup>27</sup> 「1 関係人民へ国内法令を適用するに際しては、その慣習又は慣習法に適切な考慮を払う。」

<sup>28</sup> 「1 関係人民が伝統的に占有する土地の所有権及び占有権を認める。更に、適切な場合には、排他的に占有していない土地で、関係人民の生存及び伝統的な活動のために伝統的に出入りしてきた土地を利用するこれらの人民の権利を保証するための措置をとる。」

<sup>29</sup> 「1 関係人民の土地に属する天然資源に関する関係人民の権利は、特別に保護される。これらの権利には、当該資源の使用、管理及び保存に参加するこれらの人民の権利を含む。2 国家が鉱物若しくは地下資源の所有権又は土地に属する他の資源に対する権利を保有する場合には、政府は、当該資源の探査若しくは開発のための計画を実施し又は許可を与える前に、当該地域の関係人民の利益が害されるか及びどの程度まで害されるかを確認するため、これらの人民と協議する手続を確立し、又は維持する。関係人民は、可能な限り、このような活動の利益を享受し、かつ、当該活動の結果被るおそれのある損害に対しては、公正な補償を受ける。」

<sup>30</sup> 「1 先住民族は、自らの精神的および宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、その宗教的および文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利を有し、儀式用具を使用し管理する権利を有し、遺骨の返還に対する権利を有する。」

<sup>31</sup> 「先住民族は、発展に対する自らの権利を行使するための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。特に、先住民族は、自らに影響を及ぼす健康、住宅、その他の経済的および社会的計画を展開し決定することに積極的に関わる権利を有し、可能な限り、自身の制度を通じてそのような計画を管理する権利を有する。」

<sup>32</sup> 「先住民族は、自らが伝統的に所有もしくはその他の方法で占有または使用してきた土地、領域、水域および沿岸海域、その他の資源との自らの独特な精神的つながりを維持し、強化する権利を有し、これに関する未来の世代に対するその責任を保持する権利を有する。」

<sup>33</sup> 「1 先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。

2 先住民族は、自らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。

3 国家は、これらの土地と領域、資源に対する法的承認および保護を与える。そのような承認は、関係する先住民族の慣習、伝統、および土地保有制度を十分に尊重してなされる。」

<sup>34</sup> 「1 先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。」

<sup>35</sup> 「1 先住民族は、自らの土地または領域およびその他の資源の開発または使用のための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。2 国家は、特に、鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘に関連して、彼/女らの土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなる事業の承認にも先立ち、先住民族自身の代表機関を通じ、その自由で情報に基づく合意を得るため、当該先住民族と誠実に協議かつ協力する。3 国家は、そのようないかなる活動についての正当かつ公正な救済のための効果的仕組みを提供し、環境的、経済的、社会的、文化的またはスピリチュアル（霊的、超自然的）な負の影響を軽減するために適切な措置をとる。」

<sup>36</sup> <http://nationalunitygovernment.org/content/whitehaven-maules-creek-bring-gomeroi-ceremonies-standstill>



先住民族の項目では<sup>37</sup>、ガイドラインの規定を十分に満たしているとは言えず、ボガブライ炭鉱では、「Aboriginal Cultural Heritage Impact Assessment」など文化遺産についての評価と対応策の検討は行われているものの、先住民族への影響全般に対して、どのように回避の努力が行われたのか、そして、回避できないと判断した影響は、いかに最小化され、損失補償するのかについて、文化遺産管理計画においても詳述は見当たらない。一方で、JBICが先住民族計画と位置づけている社会影響管理計画（Social Impact Management Plan）においても、先住民族に関する記述は多くない。例えば、世界銀行セーフガードポリシーOP4.10 Annex Bの規定<sup>38</sup>にある「アクションプラン」、「先住民族計画の実施に関するモニタリング、評価、報告の適切なメカニズムと基準」などは示されていない。上述の土地の権利を巡る請求も行われているのが現状であり、JBICの環境社会配慮確認のためのガイドラインにあるような「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する当該先住民族の諸権利が尊重され」ているとはいえない状況にある。

社会的合意及び社会影響の項目では<sup>39</sup>、「社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクトに反映されていることが必要である。」とあるが、上記のような土地をめぐる先住民族による裁判や現地のNGO団体が、この事業の環境アセスメントの許認可手続きの問題点を指摘する裁判を起し、地下水低下による地域社会への影響や騒音、粉塵や微粒物質公害を含めた健康被害問題を含めた抗議活動も展開されており、「合意が得られるよう十分な調整が図られてい」とは言えない。

生態系及び生物相の項目においては、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。」と規定されている<sup>40</sup>。この石炭採掘事業では、

<sup>37</sup> 「プロジェクトが先住民族に及ぼす影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、実効性のある先住民族のための対策が講じられなければならない。」「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する当該先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」「先住民族のための対策は、プロジェクトが実施される国の関連法令等を踏まえつつ、先住民族計画（他の環境社会配慮に関する文書の一部の場合もある）として作成、公開されていなければならない。先住民族計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく当該先住民族との協議がおこなわれていなければならない。協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていることが望ましい。先住民族計画には、世界銀行のセーフガードポリシーのOP4.10 Annex Bに規定される内容が含まれることが望ましい。」

<sup>38</sup> 世界銀行セーフガードポリシーOP4.10AnnexBより抜粋。

「プロジェクト実施中に行われる影響を受ける先住民族コミュニティとの自由で事前の十分な情報を提供した上での協議を確保するための枠組み。プロジェクト実施機関の能力強化策も含め、先住民族が文化的に適切な社会的・経済的利益を享受することを確保するための方策を定めたアクションプラン。先住民族への潜在的な負の影響が想定される場合、そうした負の影響を回避し、最小化し、緩和し、もしくは代償するための方策を定めた適切なアクションプラン。プロジェクトの実施により影響を受ける先住民族コミュニティから生じた苦情に対処するための、当該プロジェクトに適切で利用しやすい手続き。苦情処理手続きの計画に際して、借入人は、法的手段や先住民族の慣習的な紛争処理メカニズムの利用可能性を考慮します。当該プロジェクトのIPPの実施に関するモニタリング、評価、報告の適切なメカニズムおよび基準。モニタリングおよび評価のメカニズムには、影響を受ける先住民族コミュニティとの自由で事前の十分に情報を提供した上での協議が含まれているべきです。」

<sup>39</sup> 「プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクトに反映されていることが必要である。」

<sup>40</sup> 「重要な自然生息地」は、「既存の保護区及び政府から公式に保護区として提案された地域、伝統的な地域コミュニティが政府の指定に先んじて保護区と受け止める地域及びこれら地域を保護区足らしめるに不可欠な地域。」と、「上記項目

連邦政府の環境保護・生物多様性保全法（EPBC 法）において絶滅危惧種指定の森林生態系 600ha 以上が皆伐対象となり、2012 年に連邦政府によってニューサウスウェールズ州では危急種（vulnerable）となったコアラを含む 20 種以上の絶滅危惧種動物の生息地でもある。これらの森林を皆伐してしまうことになるために、明らかに上記のガイドライン違反と言える。

さらに、こうした重大な影響を代償するために、企業側は、生物多様性オフセット戦略を策定して、「類似・同種の生態系」の保全によって、連邦政府の許認可を得ることが可能となっている。しかし、代償措置のために保全される地域は、「類似・同種の生態系」とは言えないような劣化したもので、豪州政府の規制措置にも合致していないといった批判がなされている。

また、本件は、民間銀行が約 500 億円の協調融資を行っており、この行動指針に基づいて、民間銀行として人権への悪影響を防止し又は緩和する方法を模索する必要がある。また、赤道原則の対象となるプロジェクトの場合には、赤道原則を採択している銀行については、IFC パフォーマンス・スタンダード（PS）の遵守が必要となる。本件が、赤道原則の対象となっていれば、IFC の PS7 の先住民族や PS6 の生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理の基準に違反している可能性もある。

## ■規約違反と提言

人権侵害を回避するために必要なことは、少なくとも、OECD 多国籍企業行動指針：世界における責任ある企業行動のための勧告（2011 年）に沿って、企業として人権尊重のためのコミットメントや人権デュー・デリジェンスを実施し、事前に先住民族の権利を尊重し、権利侵害を引き起こさないようにすることが必要である。OECD 多国籍企業行動指針の IV.人権の「3. 企業が人権への悪影響の一因となっていなくとも、取引関係により、企業の事業活動、製品又はサービスに直接結び付いている場合には、人権への悪影響を防止し又は緩和する方法を模索する。」とあり、協調融資を行っている民間銀行においても、融資サービスに関わって、人権への悪影響を防止し、緩和する方法を模索する責任がある。すでに事業を実施している場合にも、人権デュー・デリジェンスの実施の一貫として、先住民族の権利尊重ができていのかどうかを確認し、もしも権利尊重が行われていない、権利侵害をしまっている場合には、適切な救済措置を通して、改善を行うことが必要である。

先住民族の権利尊重については、JBIC ガイドラインや世界銀行などの開発機関の政策に明記されているので、そうした政策を実施しているかどうかを、厳格に確認する手続きを導入し、ガイドラインを満たさない場合には、融資契約を結ばないことを徹底する。そのためには審査部門では、当該企業からの情報だけに頼るのではなく、できるだけ多様な情報源に基づいて、少なくとも関係する NGO や住民組織などに問い合わせをするなどの手続きを通じて、提供されている情報の妥当性を確認する手続きを導入すべきである。特に、先住民族との十分な情報に基づく事前の自由な合意を得るための協議内容については、その内容を文書で確認するとともに、現地実査において、当該先住民族団体に面談する、また、先住民族団体は一枚岩ではなく、多様な意見が存在する場合もあるので、関連団体や NGO から情報収集を行い、文書の内容の妥当性について検証を行う手続きを明示化することが必要ではないかと考えている。もしも現地実際にコンサルタントを利用する場合には、これらの内容の確認を TOR に含むこと

---

で規定する地域以外の類例として、例えば、保護すべきと伝統的な地域コミュニティが受け止める地域、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。」となっています。また「著しい転換」とは、「重要な自然生息地足らしめる状態が、完全に消滅または著しく減少すること」であり、「著しい劣化」とは、「重要な自然生息地としての種の保全機能が、著しく減少すること。」である。

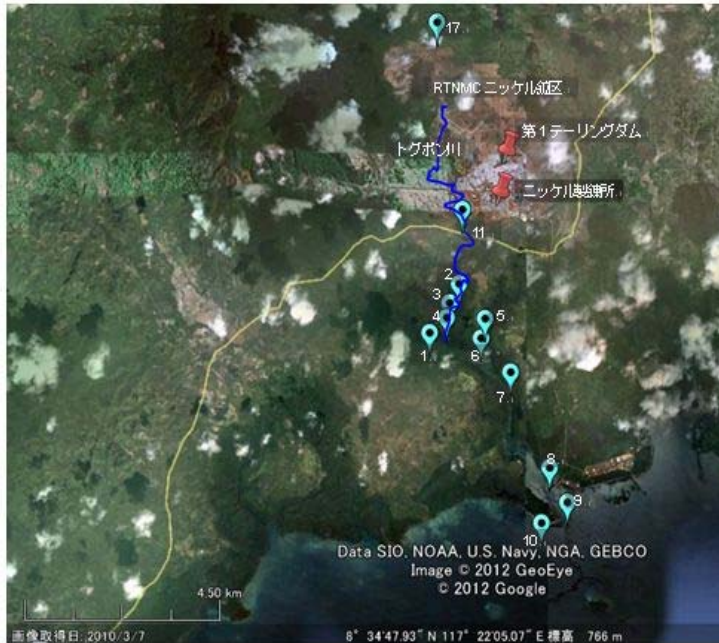
を盛り込むことが必要である。つまり、現地実査では単に申請企業側の案内で政府や関係者からの得た情報の内容を確認するだけでなく、現地 NGO や関連する利害関係者などからの独自の情報を入手することによって、検証する手続きを求めていくことが必要である。

そして、もし融資契約時に問題の存在が確認できなかったとしても、融資契約後においても、ガイドライン違反が確認されたり、疑義が指摘されたりした場合には、事実確認ミッションを送って現状確認を行って、ガイドライン遵守を行うような審査機能を持つ部署によるチェックを行うことが求められる。同時に、異議申し立て手続きを簡便に開始することができるように、申し立て者を限定的に規定することなく、様々な利害関係者による異議申し立てに対応できる形に改善することが必要である。

### ケース 3 : コーラル・ベイ・ニッケル製錬事業（フィリピン）

波多江秀枝・国際環境 NGO FoE Japan

#### ■プロジェクト概要



(地図) フィリピン・パラワン州バタラサ町リオツバ村周辺

フィリピン・パラワン州バタラサ町リオツバ村で、レアメタルの一つであるニッケル製錬の中間品（ニッケル・コバルト混合硫化物）を湿式製錬技術 HPAL 法（High Pressure Acid Leach : 高圧酸浸出法）により生産。全量が住友金属鉱山ニッケル工場（愛媛県新居浜市）に輸出され、電気ニッケルおよび電気コバルトに製品化されている。輸出は 20 年間を予定。原料であるニッケルの低品位酸化鉱は、隣接するリオツバ・ニッケル鉱山<sup>41</sup>から供給されている。

2005 年 4 月に第 1 製錬所、2009 年 6 月に第 2 製錬所で商業運転が開始され、現在、同事業におけるニッケル生産量の合計は年間 24,000 トン、コバルト生産量の合計は 1,500 トン規模。総事業費は、計約 4 億 8,700 万米ドル（第 1 製錬所に約 1.8 億米ドル。第 2 製錬所に約 3.07 億米ドル。）で、各製錬所の建設・操業の他、硫化水素の生産施設、水供給および排水システム、テーリングダム、石炭火力発電所、港湾設備、石灰石の採石などが含まれる。

#### ■日本企業の関与

同事業の事業実施者であるコーラル・ベイ・ニッケル株式会社（Coral Bay Nickel Corporation: CBNC）の資本金は 5 億 8,750 万フィリピンペソ。株主および出資比率は、住友金属鉱山（株）54%、三井物産

<sup>41</sup> すでに 1960 年代には、太平洋金属がフィリピン企業とパートナーを組み、リオツバ・ニッケル鉱山社（RTNMC）を設立。同社が 1975 年からリオツバ・ニッケル鉱山において、ニッケル酸化鉱石の採掘を開始した（ブランジャオ山の中腹部 990 ha の採掘許可。2023 年まで）。1977 年以来、高品位ニッケル鉱の日本への輸出を行なっている。2010 年の RTNMC から日本へのニッケル鉱の輸出量は約 4,500 トン。コーラルベイ社による製錬事業が始まるまでは、高品位酸化鉱のみを海外に輸出してきた。

(株) 18%、双日 (株) 18%、リオツバ・ニッケル鉱山社 (RTNMC) <sup>42</sup>10%となっている。

レアメタルの一種でステンレス鋼等に欠かせないニッケルは、日本政府の備蓄対象にもなっており、同事業も、国際協力銀行 (JBIC) や日本貿易保険 (NEXI) といった日本の公的機関の支援、また、民間銀行による協調融資<sup>43</sup>を受けて進められた。第 1 製錬所事業には、JBIC が投資金融を融資し、NEXI が三井物産、双日に対する付保を行なっている。また、第 2 製錬所事業については、NEXI が双日への付保を行なった一方で、JBIC は融資を一時検討したものの、途中で断念している。これは、現地 NGO から環境社会面での影響を指摘され、融資決定の判断が長引く一方、事業者が当時のニッケル価格高騰の情勢から、JBIC への融資要請を取り下げたためである。<sup>44</sup>



第 1、第 2 コーラル・ベイ・ニッケル製錬所 (2012 年、 FoE Japan 撮影) リオツバ・ニッケル鉱山サイト内 (2012 年、FoE Japan 撮影)

**表：同事業に係る日本企業・公的機関の関与と経緯**

1967 年	リオツバでニッケル鉱石の埋蔵を確認
1975 年	リオツバでのニッケル鉱採掘を開始 (990 ha の採掘許可。2023 年まで)
2001 年 7 月 16 日	リオツバ・ニッケル製錬所の建設を決定
2002 年 7 月 1 日	コーラル・ベイ・ニッケル株式会社の設立
2002 年 7 月 10 日	フィリピン環境天然資源省 環境適合証明書 (ECC) 発行
2002 年 10 月 21 日	国際協力銀行 融資を決定
2002 年 11 月	日本貿易保険 付保を決定
2004 年 9 月	試運転の開始
2005 年 4 月 13 日	商業運転の開始

<sup>42</sup> RTNMC の出資比率は、ニッケル・アジア社 (NAC) 60%、太平洋金属 36%、双日 4%。なお、住友金属鉱山は NAC に対し、25.0%出資。

<sup>43</sup> 協調融資を行なっている民間銀行名、および、その融資額は JBIC に照会したものの、不明。

<sup>44</sup> 2007 年 10 月 22 日、現地 NGO 環境法律支援センター (ELAC)、および、FoE Japan から JBIC に対し、同拡張事業のために必要な原材料を確保するため、地元の環境保護指定地域での新たな鉱山開発が行なわれる可能性が高いことを指摘するレターが提出され、サプライ・チェーンの観点から、JBIC の融資検討に対する疑問が投げかけられた。その後、JBIC は、両 NGO に宛てた 2008 年 1 月 11 日付のレターの中で、事業者側がキャッシュ・フローの予測を再検討した結果、融資の依頼を取り下げたということで、その動きを受け、JBIC も融資を断念せざるを得なくなったと説明。



2006年3月28日	住友金属鉱山 第2製錬所の建設計画を正式発表（2009年4月生産開始予定）
2007年3月30日	国際協力銀行 第2製錬所（拡張事業）への融資検討を公表
2007年6月5日	日本貿易保険 第2製錬所への付保検討を公表
2008年1月	国際協力銀行 第2製錬所への融資検討を断念
2008年9月1日	日本貿易保険 第2製錬所への付保を決定
2009年6月	第2製錬所の商業運転開始

## ■人権侵害の実態

### (1) 先住民族の FPIC 欠如、および、先住民族の伝統的文化・生活の破壊



上写真の丘は石灰石の採石により、跡形もなくなった（2010年、FoE Japan 撮影）



ゴトック集落のパラワン民族が利用してきた丘（2002年、パラワン NGO ネットワーク撮影）

CBNC の定義によれば、同製錬事業の影響を受けるコミュニティは、事業地から半径 10 km 圏内とされ、バタラサ町の 11 村とされている。<sup>45</sup> 各々の村には先住民族パラワンの人びとが生活をしているため、同製錬事業を実施するにあたっては、フィリピン先住民族権利法（1997 年）に則り、各村の先住民族コミュニティの「自由意思に基づく、事前の、十分な情報提供をされた上での合意（Free, Prior, and Informed Consent : FPIC）」の取得が一つの要件とされた。<sup>46</sup>

しかし、同製錬事業の FPIC や事業合意の確保をめぐることは、以下のような問題が指摘された。

- 先住民族パラワンのコミュニティにおける伝統的な意思決定方法（民族長である *Panglima* パンリマを中心とした話し合い）を経ず、フィリピン先住民族委員会（NCIP）が任命した *Tribal Chieftain* チーフティンらが事業開始後に署名した 2003 年 12 月付の覚書をもって、2004 年 1 月 1 日から 2008 年 12 月 31 日までの 5 年間、FPIC を確保したと見做された。<sup>47</sup>

<sup>45</sup> 直接影響を受ける村は、リオツバ、オカヤンの 2 村。間接影響を受ける村は、タラタック、スンビリン、サパ、イワヒッグ、イガン・イガン、サロン、サンドバル、クランダノム、タルサンの 9 村とされている。

<sup>46</sup> FPIC は、2007 年 9 月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国連宣言（先住民族権利宣言）」にも含まれている概念であり、2014 年現在、改訂中の「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」にも盛り込まれる方向となっている。

<sup>47</sup> その後も、5 年毎の更新とされている。

- ・ 環境影響報告書（EIS、2002 年）に添付された地域コミュニティによる事業合意書において、先住民族の人びとの協議会への出席表への署名が流用された。

また、イワヒッグ村ゴトック集落では、先住民族パラワンが生活手段、水、薬草などを享受し、神聖な場所と敬ってきた丘が、石灰石の採石場（13 ヘクタール）とされた。<sup>48</sup>その場所では、毎月 1 度、祈禱の儀式も行なわれ、病人などが出たときにもそこで儀式を行なってきたが、そうした文化も奪われた。

## （2）事業者提供の支援プログラムによる弊害、住民参加の欠如、および、住民への嫌がらせ・脅迫等の人権侵害

事業者は「責任ある鉱山活動」を実践すべく、ホスト・コミュニティの開発援助を目的に「社会開発管理計画（SDMP）」を事業の影響を受ける 11 の各村、また、各先住民族コミュニティに対して行ってきた。<sup>49</sup>具体的には、教育（奨学金）、生計支援、医療サービス等々が実施されてきたが、チーフティン（あるいは、先住民族でない場合は村長）や事業者と近い関係にある住民以外が、なかなか SDMP の恩恵を受けることができないなど、地域社会の分断や他住民・民族グループへの妬みを増幅させる等の弊害が見られた。

また、コミュニティ住民との協議なしで計画が立てられ、医療薬や奨学金を提供しても、住民が必要な薬でなかったり、奨学金の金額が不十分であったりなど、決して住民のニーズを満たしたものではないプログラムもあった。

2009 年 5 月には、SDMP の立案・実施における適切な住民協議・参加の確保、また、住民の意思決定の尊重を求め、先住民族グループが NCIP と事業者にレターを提出したが、その後、同年 7 月には、同地域の元ゲリラが率いる武装集団 5 名が先住民族のリーダーの家を訪問。これ以上、苦情を申し立てないよう、脅迫されるなどの人権侵害が起きた。

## （3）さまざまな健康被害等の懸念

- ・ ムスリム住民が多く暮らすタグダロゴン集落近くに石炭火力発電所の原料である石炭の貯蔵場が設置された。屋根等もなく、平地に野晒しのままの杜撰な環境社会配慮により、同集落では、特に雨季における異臭、子供や年配者に咳の症状が増加するなど、肺への健康被害の可能性が懸念される。
- ・ 埠頭から工場までの主要路であるマカダム道はコンクリート化されたが、依然として粉塵がある。マカダム道以



タグダロゴン集落近くの野晒しの石炭貯蔵場（2006 年、FoE Japan 撮影）

<sup>48</sup> 年間 190,000DMT（Dry Metric tones）の石灰石を中和剤として製錬所での利用のため生産することになっており、EIS によれば発破を一月半毎に実施することになっているが、毎週金曜日に発破が行なわれているという報告もあった。

<sup>49</sup> 2004～09 年の 5 年間の予算は、計 9,500 万ペソ（約 2 億円）。



外の道路（石灰石の採石場から工場までなど）も粉塵がひどく、地域住民への健康被害が懸念される。

- ・ 2005年5月頃、上述の海沿いのタグダロゴン集落において、子供の突発的な皮膚病増加のケースが報告された。事業者側の説明によれば、トイレが未整備等、衛生上の問題による水質汚染とのことだったが、同集落の年配者らは、この集落でこうした皮膚病のケースが初めて起こったと述べており、同製錬事業の関連排水が原因ではないかとの見解を示している。
- ・ 同製錬所が操業を開始した2005年8月頃から、風向きにより、工場方向からの悪臭がするようになり、住民が咳・頭痛などの症状を報告している。<sup>50</sup>
- ・ 2009年10月にFoE Japanが実施した同製錬所周辺における水質調査の結果、タグダロゴン集落とキヌロン集落（どちらもリオツバ村）の住民に事業者がデリバリーしていた飲料水から、日本の「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準」のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」（0.05 mg/L 以下）を超える六価クロムが検出された。<sup>51</sup>
- ・ 2009年から5年間、FoE Japanが継続的に行なっている同製錬所周辺地域での水質分析の結果、トグポン川（リオツバ鉱山開発鉱区を經由して流下する河川）定点では、上述と同様に、日本の「人の健康の保護に関する環境基準」（0.05 mg/L 以下）を超える六価クロムが、雨季に常時検出されてきた。六価クロムは発がん性、肝臓障害、皮膚疾患等も指摘される毒性の高い重金属である。

表：トグポン川における六価クロム分析結果 5年間の推移(Unit: mg/L)

		2009	2010	2011	2012	2013	2014
乾季(各年3、 もしくは、4 月)	トータルクロム*	---	0.021	---	0.040	0.022	未分析
	Cr(VI)**	---	<0.05	---	<0.05	<0.05	0.1
雨季(各年 8、9、もし くは、10月)	トータルクロム*	<b>0.126</b>	<b>0.161</b>	<b>0.279 ***</b>	---	<b>0.137</b>	---
	Cr(VI)**	<b>0.1</b>	<b>0.15</b>	<b>0.3 ***</b>	<b>0.2</b>	<b>0.15</b>	---

(\*) 高周波誘導結合プラズマ質量分析計(ICP-MS)による日本での分析結果。

(\*\*) 六価クロム簡易検知管パックテストによる現場での分析結果

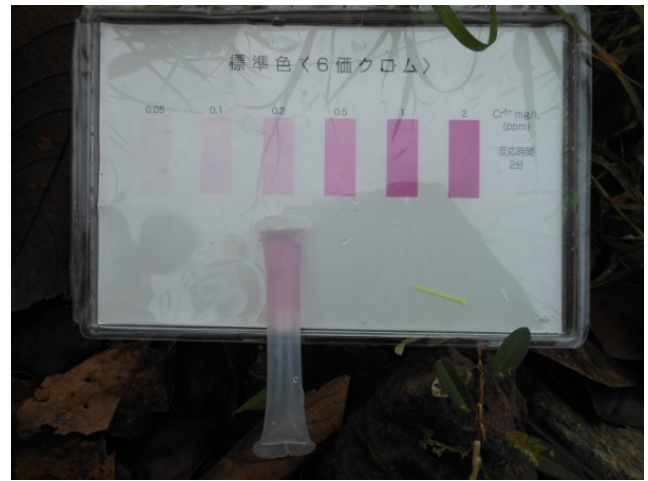
(\*\*\*) 降雨出水時サンプル。六価クロムは上清、全クロムは濾液。

<sup>50</sup> 健康状態の変化については、FoE Japanによる現地調査レポート（2009年4月）で聞き取りの対象となった133世帯中113世帯（85%）が「健康状態に変化が見られる」と回答し、なかでも、住民が声を揃えて一番に訴えた症状は、咳（133世帯中99世帯、74.4%）、これに続き多く挙げられた症状は、頭痛、皮膚病であった。また、悪臭被害については、同133世帯中111世帯（83.5%）が「悪臭を体感」と回答し、うち83世帯（74.8%）が風向による悪臭を指摘した。

<sup>51</sup> FoE Japanの指摘を受け、事業者は事実関係を調査。事業者の回答（2010年2月）によれば、デリバリーを行っていたトラック運転手が勝手に本来の水源地でない場所から水採取していたとのこと。



リオツバ鉱山サイト内から流れてくるトグポン川（2012年10月雨季、FoE Japan 撮影）



トグポン川での六価クロム簡易検知管検査の結果(0.2mg/L)（2012年10月雨季、FoE Japan 撮影）

## ■規約違反と提言

### 提言 1：地域住民の社会的合意の精査

JBIC、NEXI、民間銀行が地域住民の社会的合意を確認するにあたっては、地域社会の構成や背景、文化を把握した上で、社会的合意として妥当なものか、その合意の中身を精査する必要がある。また、合意形成の図られた時期も、事業開始前であったか確認する必要がある。

同事業では、ある村の先住民族コミュニティの事例で、村に3つある先住民族コミュニティのうち、2つのコミュニティとの話し合いが行われないうまま、1つのコミュニティを管轄するチーフティンが署名したことをもって合意（FPIC）と判断されたケースもあった。先住民族の伝統的なリーダー（パンリマ）を中心に、コミュニティがどのように構成されてきたか、また、その意思決定プロセスについて、事前によく把握しておくべきであったと言える。そのために、先住民族やその専門家の意見を聞く機会を設けるなどの措置も考えられる。

また、同事業においては、フィリピンの国内法（先住民族権利法）に基づき、先住民族のFPICの取得が要請されたが、先住民族のFPIC取得のための協議は、2002年の事業の着工後である2003年に行なわれた。つまり、すでに事業の実施は決まっており、事業の開始以前に実施への合意を求める類のものではなかった。JBICおよびNEXIの環境社会配慮ガイドライン（以下、ガイドライン）、また、赤道原則にも明記されているとおり、事業実施地における国内法の遵守を確認することは言うまでもなく、合意形成にあたっては、「プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映」されていたか、JBICおよびNEXI、民間銀行<sup>52</sup>は確認すべきであった。

### 提言 2：事業モニタリング中の早急な問題解決に向けた対応

JBIC ガイドライン<sup>53</sup>によれば、事業のモニタリング期間中に環境社会配慮に関する具体的な指摘があ

<sup>52</sup> 赤道原則の原則 5：ステークホルダー・エンゲージメントを参照

<sup>53</sup> JBIC および NEXI は、それぞれ 2002 年 10 月、11 月に第 1 製錬所の支援を決定しているため、第 1 製錬所については現行ガイドラインの適用対象案件ではない。しかし、すでにガイドライン（2002 年制定）が施行（2003 年 10 月）されてから 5 年以上が経過していることも鑑み、現行ガイドラインに準じた対応がなされるべきであると考えられる。

った場合、JBIC は事業者の適切な対応を促し、「透明でアカウンタブルなプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映」がなされたか、確認することになっている。また、環境社会配慮の実施状況等を確認するため、借入人等に対し、JBIC が「調査を行うことに対する協力を求めることがある」と規定している。同様に NEXI ガイドラインでは、内諾後の手続きとして、「環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると判断した場合」、「輸出者等を通じて、当該プロジェクト実施者に対して適切な対応を求める場合がある」と明記している。また、両ガイドラインとも、事業者のモニタリングについては、「十分な情報公開のもと」「ステークホルダーが参加して対策を協議・検討する」ことが原則とされている。

コーラル・ベイ・ニッケル製錬事業の第1製錬所の操業以降、高い割合で、健康状態の変化や悪臭被害が報告されている現状を鑑み、JBIC および NEXI は、これらの問題への対処をまず事業者に求めるべきである。その対処の手順として、JBIC ガイドラインにも規定されているよう、ステークホルダーの参加を確保した透明でアカウンタブルなプロセスの下での、

- ① これらの問題の精査（原因を特定する調査の実施）
- ② 精査の結果の情報公開
- ③ 住民や現地 NGO 等のステークホルダーと対策を検討する協議
- ④ 検討された対策の確実な実施

を求めていくべきである。また、住民がこれらの問題を相談できる専用窓口の設置も、ある程度の包括的な情報収集や状況把握のためには有効であろう。

また、協議の場を設ける上では、以下のような配慮が重要であることに留意すべきである。

- ・ 住民の意見を真摯に聴き、対応しようとする事業者側の態度・姿勢
- ・ 意見表明を躊躇する住民、また、意見表明に不慣れな住民の発言機会の確保
- ・ 多様なグループの把握とグループ毎への情報周知
- ・ 複数回にわたる情報周知
- ・ 職業・生計手段に応じた日程や場所の選定

さらに、問題の早急な解決が見られない場合には、以上のような事業者による対処の実施状況を確認するため、あるいは、問題の原因を確認するため、JBIC および NEXI は、自らが調査を行なうことも考えるべきである。

### **提言 3：地域社会の特性の把握、住民協議・参加の確保、および人権侵害の回避**

SDMP を地域社会にできるだけ公平に、また、地域社会の分裂を招く要因とならないように提供するため、事業者は、その地域社会の特徴をよく把握することが必要である。まず、同製錬所の周辺の村は、キリスト教徒やイスラム教徒が 1970 年代になって多く移入し始め、先住民族と混在して暮らすようになった、比較的若い多民族社会に近い様相を持つ。また、地理的に離れている（距離の制約）、あるいは、ある事項に対する意見の相違からチーフティン、村長、村・部族の評議員との関係が希薄であるグループも存在する。SDMP の提供にあたっては、民族間での公平性を保ちつつ、同じ民族内であっても、できるだけ多様なグループの存在の把握に努める木目細かな配慮が欠かせないと言える。

また、SDMP の立案・実施にあたっては、チーフティンや村長などに任せ切りにしない、住民との協議が重要であることは言うまでもない。計画を変更する場合も当然、住民との協議があつてしかるべきである。

事業者の親会社である住友金属鉱山が加盟している国際金属・鉱業評議会（ICMM）は、「持続可能な

開発のための 10 基本原則」の原則 3 のなかで人権保護の重要性を確認しており、「警備員を含めたすべての関係スタッフに適切な文化面の教育、人権教育を確実に実施する。」ことを謳っている。どのような経緯で、当該地域の元ゲリラが先住民族リーダーへの嫌がらせ・脅迫を依頼されたかは定かではないにせよ、住民の自由な発言を妨げ、周辺住民にも脅威を与えるような、こうした脅迫・人権侵害は決してあるべきではない。事業者は人権侵害が起きぬよう、積極的な対応をとるべきである。

#### **提言 4：水質汚染源の早急な解明と実効性のある対策の実施**

製錬所の事業者によれば、パートナーである鉱山会社とも協力し、2012 年から鉱石置き場のキャンパスシート掛け、また、沈殿池からトグボン川の排水出口に活性炭を設置するなど、六価クロムの流出を軽減する対策をとっているとのことだ。

しかし、現場では、2012 年以降も日本の環境基準を超える六価クロムが検出されていることから、事業者側の軽減策の効果について、今後も注視していく必要がある。また、事業者は NGO との共同調査の受け入れ等、より積極的な対応をとっていくことも期待される。

トグボン川の水は飲料用に利用されているわけではないが、この河川水が流れ込む海域にはコミュニティがあり、漁業等を営む住民もいる。汚染原因が現段階では特定されていないとはいえ、製錬所の近隣でこのような汚染が起きているのは事実である。今後の地元住民の健康被害の未然防止と安全のためにも、事業者は汚染源の早急な解明と実効性のある対策の実施を求められている。

## ケース4：ティラワ特別経済区（SEZ）開発事業（ビルマ／ミャンマー）

土川 実鳴（メコン・ウォッチ）

### ■プロジェクト概要

ヤンゴン（ラングーン）中心市街地から南東約23キロメートルに位置するヤンゴン管区タンリン郡、および、チャウタン郡にまたがるティラワ地区約2,400ヘクタール（ha）<sup>54</sup>（東京ドーム513個分）に、製造業用地域、商業用地域等を総合的に開発する事業で、ティラワ経済特別区（SEZ）への入居企業には、改正SEZ法（2014年）の下、50年間の土地所有権<sup>55</sup>が認められる他、各種インセンティブ<sup>56</sup>が付与される。総事業費は不明<sup>57</sup>。

同SEZ早期開発区域（Class A区域）396haでは、現地開発事業者であるミャンマー・ジャパン・ティラワ・ディベロップメント社（MJTD）が工業団地等の開発・販売・運営事業を担い、2013年11月に着工。2015年半ばまでに一部開業（210ha<sup>58</sup>）を目指している。残りの約2,000haについては、国際協力機構（JICA）が事業性評価、環境影響評価（EIA）、住民移転計画書（RAP）を策定支援中であるが、開発事業者や事業開始時期等の詳細は依然として未定である。

電力<sup>59</sup>、港湾<sup>60</sup>、道路<sup>61</sup>等の関連インフラは、JICAの円借款を活用して整備される予定で、総事業費は307億7,700万円。電力・港湾は2016年12月、道路は2018年7月の施設供用開始を予定している。

このように、2011年以降の「民政化」の流れをうけ、国際社会の経済制裁が軒並み解除されるとともに始まったビルマへの「投資・援助ラッシュ」をまさに具現化している同事業であるが、同国において環境・社会・人権面の悪影響を防ぐ法律等が未整備のなか、大規模な住民移転など、深刻な環境社会影響・人権侵害を伴うことが懸案となっている。2014年6月には、同事業の移転住民らがJICAに異議申立てを行ない、Class A区域の移転に伴う生計手段の喪失や移転先の住環境の劣化などを指摘し、適切な対応を求めた。



■（地図）ビルマ・ヤンゴン管区  
ティラワ SEZ 開発事業予定地

<sup>54</sup> ミャンマー国際ターミナル・ティラワ港（MITT）に隣接する地域。MITTは、ハチソン社（香港）が25年間のBOT方式で供用中（1996～2021年）。

<sup>55</sup> 25年延長オプション付。

<sup>56</sup> 法人税や輸入関税等の免税等。免税期間は対象事業等により異なる。

<sup>57</sup> 日本経済新聞の記事「ミャンマー大型特区受注、三菱商・住商・丸紅など日本連合、インフラ輸出弾み」（2012年8月1日付）によれば、総面積2,400haについて、「3千億円規模に達するとの見方がある」。また、日経コンストラクション（2013年12月9日号 52～55ページ）によれば、Class A区域の「事業費は170億円を見込んでいる」。

<sup>58</sup> 早期開発区域の第1期開発分は189ha、第2期分は138ha、第3期分は69haとされてきたが、MJTDによれば、189haに加え、さらに21haを第1期の拡張区域として完工予定（<http://mjtd.com.mm/about-us>）。

<sup>59</sup> 変電所、送電線、配電線、発電機、ガス管の設置

<sup>60</sup> 埠頭の整備、土地造成及び舗装・排水（1バース）、建物建設、クレーン等荷役機械の設置

<sup>61</sup> ヤンゴンとティラワ地区を結ぶ幹線道路の拡幅・整備



## ■日本企業の関与

同 SEZ 事業 Class A 区域の開発事業者 MJTD は、日緬の民間企業、および、政府機関による共同事業者 (JV) である。出資比率は、日本側が計 49% で、エム・エム・エス・ティラワ事業開発 (株) (MMST: 三菱商事、丸紅、住友商事が 3 社均等出資) 39%<sup>62</sup>、および、JICA 10% (海外投融資制度による出資<sup>63</sup>)。ビルマ側が計 51% で、ミャンマー・ティラワ SEZ ホールディング (株) (MTSH) 41%<sup>64</sup>、および、ティラワ SEZ 管理委員会 (TSEZMC) 10%<sup>65</sup> となっている。日本のメガバンク<sup>66</sup>が出資を検討しているとの情報もある<sup>67</sup>。

また、Class A 区域の造成工事は、五洋建設とビルマ・サンタック社とのコンソーシアムが請け負っている<sup>68</sup>。これまでに Class A 区域での工場建設を決めた計 21 企業のうち、日本企業は最多で 9 社。その他は、米、台湾、タイ、中国、スウェーデン、香港、オーストラリアの企業とビルマ企業 1 社となっている (2014 年 10 月時点)。

同事業は「パッケージ型インフラ輸出事業」の一つとして、日本が官民を挙げて進めており、日緬政府が 2012 年 4 月に「ティラワ・マスター・プラン策定のための協力に関する意図表明覚書 (MOI)」、2012 年 12 月に「ティラワ経済特別区 (SEZ) 開発のための協力覚書 (MoC)」を締結し、経済産業省 (METI) が同 SEZ 事業全体の基本計画と実施可能性調査を実施<sup>69</sup>。同調査に基づき、MMST が Class A 区域の事業化調査と EIA を行なった。また、JICA が 2014 年 4 月に MJTD への海外投融資による出資を決定した後、現在、日本貿易保険 (NEXI) も MMST への付保を検討中である<sup>70</sup>。

この他、Class A 区域外の残りの約 2,000 ha については、JICA が協力準備調査を実施中であるが、同調査の契約先であるみずほ銀行、みずほ総合研究所、イー・アール・エム日本のコンサルタント・チー



ティラワ SEZ 開発事業 Class A 区域

(2013 年 12 月、メコン・ウォッチ撮影)

<sup>62</sup> 2013 年 4 月 18 日、MMST 有限責任事業組合として設立。その時の出資金額は、2 億 9,400 万円。

<sup>63</sup> 政府開発援助 (ODA) の民間向け「海外投融資」制度は、産業界の強い要望で 2012 年 10 月に再開された制度。第 1 回 経協インフラ戦略会議 (2013 年 3 月 13 日) 配布資料 2 「ミャンマーについて」 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai1/siryou2.pdf>) でも確認できるとおり、「共同事業者に対しては、環境社会面への配慮等が適切に行われることを前提に、JICA の海外投融資制度による出資の活用を検討」。2014 年 4 月 23 日に JICA は出資を決定した。

<sup>64</sup> 2013 年 5 月 3 日、ビルマの民間企業 9 社が設立。

<sup>65</sup> SEZ 法に基づき設立された、ティラワ SEZ の管理等を担うビルマ政府機関。

<sup>66</sup> 2014 年 10 月 1 日、外銀としてビルマで初めて、9 行が銀行免許を取得。三菱 UFJ フィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループの各銀行部門も含まれている。

<sup>67</sup> MMST のパワーポイント発表資料「ティラワ経済特区の開発状況について」(2013 年 10 月 30 日付) 等。

<sup>68</sup> Class A 区域の給水配管及び上下水処理設備建設工事については、2014 年 3 月、クボタが五洋建設から受注。

<sup>69</sup> 「ミャンマーにおけるスマート・コミュニティ実施可能性検討調査 (ティラワ SEZ)」(2013 年 2 月報告書)。平成 23 年度インフラ・システム輸出促進調査等事業の一つで、日本工営が契約金額 3,876 万 1,497 円で実施。

<sup>70</sup> 第 1 回 経協インフラ戦略会議 (2013 年 3 月 13 日) 配布資料 2 「ミャンマーについて」(上記脚注 11 参照) でも確認できるとおり、「日本企業による出資は、NEXI の投資保険の活用も検討」。

ムが、事業性評価、EIA、RAP を策定支援している<sup>71</sup>。関連インフラについては、電力・港湾は、2013年6月にJICAが円借款200億円の供与を決定<sup>72</sup>。道路も2014年9月にJICAが46億1,300万円の円借款供与を決定している<sup>73</sup>。

表：同事業に係る日本企業・公的機関の関与と経緯

2012年4月21日	日緬政府、「ティラワ・マスター・プラン策定のための協力に関するMOI」締結
2012年5月	METI、「スマート・コミュニティ実施可能性検討調査」開始
2012年7月	JICA、「ティラワSEZ関連インフラ整備事業準備調査」開始
2012年12月21日	日緬政府、「ティラワ経済特別区（SEZ）開発のためのMoC」締結。 ティラワSEZ調整委員会 <sup>74</sup> 第1回会合の開催
2013年2月	METI、「スマート・コミュニティ実施可能性検討調査」報告書完成
2013年3月13日	第1回経協インフラ戦略会議、ティラワSEZ開発に対するJICA海外投融資制度の活用、および、NEXIの支援を検討する方針確認
2013年4月18日	三菱商事、丸紅、住友商事の3社、MMST有限責任事業組合設立
2013年5月25日	安倍首相、訪緬中に、ティラワSEZ開発予定地視察
2013年5月26日	日緬政府、510億5,200万円（限度）の円借款供与に関する交換公文締結（うち「ティラワ地区インフラ開発計画（フェーズ1）」には200億円）
2013年6月7日	JICA、「ティラワ地区インフラ開発計画（フェーズ1）」借款契約締結
2013年8月	JICA、ティラワSEZ整備事業（2,000 ha）協力準備調査に関する公示
2013年9月	MMST、Class A区域に関するF/S、EIA完了
2013年10月29日	MMST、TSEZMC、MTSH、日緬共同事業体（MJTD）設立合意文書署名
2013年11月30日	ティラワSEZ起工式
2013年12月11日	JICA、Class A区域に関する環境レビュー開始（EIA公開）
2014年1月	MMST、TSEZMC、MTSHがMJTD設立
2014年4月23日	JICA、Class A区域に対する海外投融資（出資）供与を決定
2014年5月19日	MJTD、Class A区域の土地所有権の販売開始
2014年6月3日	NEXI、Class A区域に関する環境レビュー開始（同年10月時点で検討中）
2014年9月5日	JICA、「ティラワ地区インフラ開発計画（フェーズ2）」借款契約締結
2015年半ば	Class A区域の一部開業予定
2015年10月	ティラワ地区関連インフラ・港湾施設一部の供用開始予定
2016年12月	ティラワ地区関連インフラ・電力・港湾の施設供用開始予定
2018年7月	ティラワ地区関連インフラ・道路の施設供用開始予定

<sup>71</sup> 2013年8月の調達結果によれば、契約金額は、1億8,274万9,350円。

<sup>72</sup> ティラワ地区インフラ開発事業フェーズ1

<sup>73</sup> ティラワ地区インフラ開発事業フェーズ2。この他、JICAが236億8,300万円の円借款供与を決定した「ヤンゴン都市圏上水整備事業」は、ティラワSEZを含むヤンゴン都市圏における上水道施設を拡充。

<sup>74</sup> 経済産業審議官とTSEZMC委員長が共同議長。



## ■人権侵害の実態

### (1) SEZ 開発予定地からの立退きと合意形成プロセスにおける脅迫・嫌がらせ



タンリン郡による立退き通告（2013年1月31日付）を家屋の左側の壁部分に貼付された世帯（2013年2月、メコン・ウォッチ撮影）



住民グループは、2013年1月31日付の立退き通告を拒否する旨を記した横断幕を農地に何本も立てた。（2013年2月、メコン・ウォッチ撮影）

SEZ内の住民移転について一義的責任を負うヤンゴン管区タンリン郡、および、チャウタン郡は、2013年1月31日付で、ティラワSEZ開発予定地（2,400 ha）内の各戸に立退き通告を貼付した。その書面の内容は、「14日以内に立ち退くこと。立退かない場合には30日間拘禁する」というもので、住民を「不法占拠者（スクオッター）」とみなし、移転・補償措置は一切提示されていなかった。住民によれば、この通告を受けたのは901世帯（1017家族、3,869個人）にもものぼる（下表2参照）<sup>75</sup>。タンリン郡の多くの住民は、2012年12月下旬、当局の口頭による一方的な説明で初めて立退きについて知らされ、そのたった1ヶ月後に同通告を受領。その他の住民は、当局が同通告を貼付するまで、立退きについて一切知らない状況だった。

この強引なプロセスを問題視した住民・NGOの働きかけ<sup>76</sup>により、2013年2月11日、日本政府はビルマ政府当局に対し、「MoC（2012年12月）に基づき、住民への説明会の実施を含む『国際的な環境基準』に沿った開発」を申し入れ<sup>77</sup>。その結果、あまりに急な強制移転という最悪の事態は回避され、それ以降は当面、Class A区域の移転・補償計画の策定がなされることになった。

しかしその後も、Class A区域の移転・補償「合意」プロセスにおいて、下記のような脅迫・嫌がらせのケースが報告されている。

- ・ 2013年9月21日、「土地に対する補償を求めるなら、裁判所へ行くように」との説明が、住民協議会の場で政府当局からなされた。これは、長年の軍事政権下で裁判での勝ち目がないと認識している住民らにとっては、脅迫に等しい。
- ・ 2013年9月末、移転・補償計画書が最終化されないうちに、政府当局がClass A区域の移転対象住民から合意文書への署名を取り付け始めた。そのなかで、村長などの役人が各戸を訪問し、「移転・補償合意文書に署名しなければ、家がブルドーザーで壊されるだろう。」など、脅迫とも受け取れる

<sup>75</sup> 数字は2013年4月時の住民による収集データに基づく。

<sup>76</sup> 2013年2月8日付で、タンリン郡アルワンソ村の住民は「ティラワSEZに関するタンリン郡の通告を拒否」する旨を記した書簡をテインセイン大統領に提出。同日付で、メコン・ウォッチも日本政府・JICAに対し、強制排除やその他の人権侵害が起こらないよう、早急にビルマ政府側に申し入れるよう緊急要請書を提出した。

<sup>77</sup> 2013年2月26日開催、開発協力適正会議 第8回会議録

発言をしたケースが複数報告されている。

- ・ 2013年10月2日、Class A 区域の移転対象住民に対する説明会の場で、「JICA に要請書を出した住民 21 名<sup>78</sup>を訴える」という趣旨の発言が、ヤンゴン管区政府高官によりなされた。
- ・ 2014年9月26日、JICA への異議申立人の 1 人であり、移転先での生活維持が困難なことから、現在も Class A 区域での生活を続けている家族が、地元タンリン郡警察署に出頭を命ぜられ、ビルマ刑法第 447 条「不法侵入罪」の容疑で一時逮捕された。同日夜に 2 名の保証人の下、保釈されたが、今後、警察が送検・起訴した場合、最悪 3 ヶ月間の禁固刑に処される可能性がある。

## (2) 適切な移転・補償措置の欠如と生計手段の喪失・住環境の悪化



ティラワ SEZ 開発予定地 (2,000 ha) の住環境と家畜 (2013 年 7 月、メコン・ウォッチ撮影)



Class A 区域からの住民 68 世帯の移転地。一つの区画は約 116 平米。隣家との間もなく、家畜の飼育や野菜・樹木等の栽培も不可 (2014 年 1 月、メコン・ウォッチ撮影)

Class A 区域の着工とともに、2013 年 11 月から 12 月にかけて、すでに 68 世帯 (約 300 人) が立退きを強いられた。当局は、補償措置として、家屋、他建設物、作物 (コメ・野菜・樹木)、牛・水牛、不労期間補償、移転支援、通勤費、転校支援、移転協力費、社会的弱者支援等に対する金銭補償、そして、職業訓練、就業機会の斡旋等の生計回復支援を計画したが、多くの住民は、用意された移転地で農地や日雇いの仕事など、生活の糧を失ったまま、代替の生計手段を見つけることができず、以前より苦しい生活を余儀なくされている。受け取った補償金を使い切り、借金を余儀なくされている世帯、また、最終的には、家屋を売却して移転地を後にする世帯も出ており、現在、移転地に残っている 37 家族 (2014 年 10 月時点) の多くも、借金を抱えながら、何とか生活をしているのが現状だ。

移転前に日雇いの仕事をしていた世帯は、約 6 キロ強離れた移転地から元の仕事場への交通費が嵩み、純益が減ってしまうため、元の仕事を続けられず、住み慣れない移転地で、新たな日雇い仕事を見つけることも難しい。また、以前は家の周辺で野菜等を作ってきた世帯が少なくなかったが、移転地で各世帯が提供された 116 平米の区画はお互いに密接しており、野菜等を植える場所も十分に確保できていない。

農家は土地に対する補償も代替農地も提供されておらず、作物に対する補償金のみを受領した<sup>79</sup>。数

<sup>78</sup> 2013 年 9 月 30 日付で、住民グループが JICA 高官との緊急会合を要請する書簡を JICA に提出。

<sup>79</sup> コメは 1 エーカー当たり収穫 6 年分 (25 万チャット×6=150 万チャット)。野菜・立木は収穫 4 年分 (価格は種類による)。



ヶ月は手元に幾ばくかの補償金が残っている世帯もあったが、農地を失い、コメを作ることも家畜を飼育することもできなくなったため、新たな生活の糧をみつける必要がある。

移転地での問題は、生計手段の喪失にとどまらない。以前の場所では、近隣の溜池や井戸で清潔な飲料水を確保できていたが、移転地内に用意された井戸の水は、泥の混じった茶色の水、あるいは、藻の浮いているような水で、飲料には適さない。それでも、ミネラル・ウォーター等を購入する資金がない家族は、そうした水を飲まざるを得ない状況にあり、特に子どもの健康面での懸念が膨らんでいる。また、移転地の排水施設が不十分で、特に雨季に居住区画が洪水になる可能性も指摘されている。

今後、ティラワ SEZ の残り 2,000 ヘクタールの開発では、さらに 1,000 家族以上（約 4,000 人）が移転を迫られることになっており、同様の影響を受けることが懸念される。

また、タンリン郡の農民約 70~80 名は、ティラワ SEZ (2,000ha) 内に位置する 600 エーカー強で、乾季も稲作を営んできたが、2012 年 12 月に近隣のザマニ貯水池からの灌漑用水を政府当局に止められ、すでに乾季 2 回分の収入機会を喪失した。しかし、当局による説明や補償等は一切なされていない。

関連インフラ事業である港湾の建設によっても、内湾河川沿いで暮らす漁民の生計手段に影響が及ぶことが懸念されている。住民によれば、ベイパウク地域の少なくとも 140 家族が漁業を生業としているが、これまで漁民に対する住民協議や補償措置は検討されていない。



SEZ (2,000 ha) として開発予定の農地と 2012 年 12 月以降に灌漑用水を止められた灌漑用水路。(2013 年 5 月、メコン・ウォッチ撮影)



港湾建設による漁業への影響が懸念されるベイパウク地域の漁民 (2013 年 2 月、メコン・ウォッチ撮影)

### (3) EIA、移転・補償計画書<sup>80</sup>の策定過程における適切な情報公開・住民参加の欠如

2013 年 4 月 8 日と 8 月 23 日に Class A 区域における EIA のステークホルダー協議が開催されたが、出席者は各々 31 名ずつで、政府関係者と事業実施主体の関係者でほぼ占められていた。住民の参加は 2 回目の 1 名しか記録がない<sup>81</sup>。両協議の議事録を見ても、発言者が政府関係者のみであったことが確認できる。また、EIA は一部しかビルマ語に訳されておらず、EIA の策定において、住民の適切な参加は確保

<sup>80</sup> Class A 区域の EIA、および、移転・補償計画書は、JICA ホームページで公開している ([http://www.jica.go.jp/english/our\\_work/social\\_environmental/id/asia/southeast/category\\_a\\_b.fi.html](http://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/southeast/category_a_b.fi.html))

<sup>81</sup> メコン・ウォッチの聞き取りによれば、この住民 1 名も、協議の当日、会場前で物売りをしたところ突然声をかけられ、協議に出席したとのことで、協議の内容等、詳細については理解できておらず、意味ある参加であったとは言い難い。

されていなかった。

Class A 区域における移転・補償計画書については、公開の住民協議が 4 回実施されたが、当局側の一方的な説明に終わることが多く、住民側が意見を述べても、それが計画に反映されることはなかった。また、2013 年 9 月、移転・補償計画書ドラフト版の要約しか公開されていない段階で、移転・補償合意文書への署名が開始され、同年 11 月には、ドラフト版全文に対するパブリック・コメント受付期間中にすでに実際の移転作業（補償支払い、家屋の建築）が開始されるなど、移転・補償計画が最終化する前に補償合意内容が既成事実化されてしまった。こうした状況のなか、移転・補償計画書の公開場所・期間、閲覧方法に関する住民への周知も十分ではなく、移転後ですら、同計画書を閲覧した住民はひと握りに留まる。

## ■規約違反と提言

同 SEZ 事業に係る JICA の環境社会配慮ガイドライン（以下、ガイドライン）の違反状況については、2014 年 6 月 2 日に住民 3 名が JICA 異議申立審査役に提出した異議申立書<sup>82</sup>のなかで提示している「ガイドライン不遵守と被害の因果関係」を表 2 にまとめた。

表：ティラワ SEZ に係る JICA 異議申立制度に基づく住民の申立書（2014 年 6 月 2 日付）における「ガイドライン不遵守と被害の因果関係」概要

ガイドライン不遵守の条項	不遵守の事実
1.1 理念（パラ 3） 環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要である。	環境影響評価や住民移転計画の策定、実施にあたり、JICA は現地政府当局に一義的な責任があることを理由に、住民の苦情に真摯に目を向けてこなかった。
1.4 環境社会配慮の基本方針（重要事項 4） 現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。なお、ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。	住民グループは JICA に複数回レターを提出。2014 年 4 月 7 日にも、4 月 23～25 日の面談を要請。しかし、回答をせぬまま、JICA は 4 月 23 日に事業への出資を決定した。
1.5 JICA の責務 ガイドラインに沿って相手国等が行う環境社会配慮の支援と確認を、協力事業の性質に応じてⅡとⅢに従って行う。	環境影響評価や住民移転計画の内容が不十分。JICA の支援と確認は十分でなかった。
2.5 社会環境と人権への配慮 表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける	移転した住民の中には、政府当局から「移転・補償合意文書に署名しなければ、家が壊される」と

<sup>82</sup> <http://www.jica.go.jp/environment/objection.html>。異議申立審査役は、予備調査期間 1 ヶ月を含め、同申立てに関する調査を 5 ヶ月にわたり実施。報告書は 2014 年 11 月 4 日に公表予定。

<p>権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。</p>	<p>脅された家族もいた。また、「土地の補償を求めるなら、裁判所へ行くように。」との説明が政府当局からなされた。JICAは、現地の人権状況に特別な配慮をすべきだった。</p>
<p>別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 非自発的住民移転（パラ 2） 相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。</p>	<p>移転が開始されたとき、移転地はまだ十分に整備されていなかった。急な整備を進めた結果、基本インフラの不備につながった。通学ができなくなった子どももいた。生活回復計画が適切な時期に行なわれなかったため、借金を余儀なくされる家族、移転地を後にする家族もいる。</p>
<p>同上 非自発的住民移転（パラ 2） 補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。</p>	<p>土地に対する補償が一切なく、作物・家畜に対する補償額は再取得価格に基づいていなかった。</p>
<p>同上 非自発的住民移転（パラ 3 および 4） 対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。 住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。</p>	<p>住民協議は政府当局の一方的な説明に終わることが多く、住民が意見・懸念を述べた場合に政府当局が何かを約束したとしても、実行に移されることはなかった（例えば、移転地の場所の選択肢の付与等）。 住民協議はショートノーティスで開催され、事前に公開される情報は議事事項のみと限定的だった。多くの住民は住民移転計画ドラフト版が公開されていたのを知らず、コメント期間に意見表明することができなかった他、住民移転計画の最終版が完成する前に移転を強いられた（移転前に十分な情報を提供されなかった）。</p>
<p>同上 非自発的住民移転（パラ 2） 土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償</p>	<p>以前の土地収用を理由に、土地に対する補償は考慮されていない。</p>
<p>同上 非自発的住民移転（パラ 2） 以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。</p>	<p>同地域で長年、農業をしてきた農民は、農業を続ける選択肢を一切与えられず、不慣れな賃金ベースの生計手段への移行を強いられている。職業訓練が雇用機会獲得につながるかは不明。 工事現場での現在の雇用条件は、交通費等を考慮すると、十分かつ持続的な生計手段でない。</p>

## 提言 1：ティラワ SEZ 対象地域の土地権利関係の精査と適切な土地補償措置の確保

ヤンゴン管区政府当局は、軍事政権時代の同地域における土地収用の経緯<sup>83</sup>から、住民を「不法占拠者」とみなし、土地そのものに対する補償措置は不要だとしている。しかし、過去の土地収用、ならびに、2013年の土地収用がビルマの関連法に則ったものであるか精査する必要がある。

まず、1894年土地収用法では、政府が官報で土地収用に関する告示を行ない、住民への情報通知がなされた上で、住民に異議申立て（告示後、30日以内）、あるいは、補償を要求する権利が付与されている。また、2012年農地法では、6ヶ月以内に当該地が利用されない場合は、中央農地法管理委員会が農地を収用し、当該地を元の利用者に返還すると規定している。

JICA、および、関連企業は、まず、同SEZ事業の対象地域全体における過去、および、2013年の土地収用に係るビルマ関連法規の遵守・違反について、ビルマ政府の説明を聞くのみでなく、独立した法的分析を行なうべきである。また、ティラワSEZ対象地域の土地使用权が農民に帰する場合は、政府当局による土地に対する適切な補償措置（代替の土地提供の可能性を含む）を確保すべきである。



SEZ (2,000 ha) として開発予定の農地。乾季も耕作可能だったが、2012年12月以降は灌漑用水を止められ、乾季の耕作不可。(2014年10月、メコン・

## 提言 2：生活悪化を回避するための移転・補償措置の改善

JICA、および、関連企業は、ビルマ政府当局が移転住民とともに、以下を実施するよう働きかけ、支援を行なうべきである。

- ・ 補償金（作物、家畜等）の適切な水準を見直し、支払い済みの補償についても、それに準じて対応すること
- ・ 新たな生計回復支援計画を早急に策定・実施すること
- ・ 移行期間中の当座の財政的補助を十分に提供すること
- ・ 移転地の壊れている水ポンプの修理、および、清潔な水の提供を早急に行なうこと
- ・ 移転地の住宅等の状況調査を実施し、また、洪水が起きやすい状況や排水システムの不備等への早急な対処を行なうこと

<sup>83</sup> 1980年代の工業省1による土地収用時は、居住区のみ（40×60平方フィート。約222平方メートル）が提供され、1997年の建設省・居住区住宅開発庁による土地収用時は、居住区（上記と同面積）、および、1エーカー当たり20,000チャット（約4,046平方メートル当たり約2,000円）の農地補償が供与された。しかし、その後、開発が進まなかったため、同地に残り、税金を支払いながら、農業を継続してきた住民が多い。提供された居住区は、当時の農業費用や災害時（2008年ナルギス）等、現金の入用時に売り払ってしまったケースが多く見られる。また、次世代世帯の増加に伴い、親世代等が農地付近に居住するケースも多く見られる。

### **提言 3：当局の脅迫等に関する精査と意味ある住民参加の場の確保**

JICA、および、関連企業は、まず、長年の軍事政権下で、政府当局の言質を受け入れるしかない住民が依然として多いビルマの政治・社会背景を十分に考慮しながら、当局による脅迫・嫌がらせに関するケースの事実関係の確認・対処を行なうべきである。

また、Class A 区域の開発に伴い起きている既存の問題を迅速に解決するため、そして、残りの 2,000 ha 区域の開発で同様の問題が繰り返されることのないよう、ビルマ政府当局に以下を実施するよう働きかけ、支援を行なうべきである。

- ・ 移転住民が、脅迫等のない形で、事業のあらゆる意思決定の段階（計画やモニタリング）において意味ある参加ができるよう確保すること
- ・ 政府当局、住民、JICA、出資・入居企業間のコミュニケーション・メカニズムを立ち上げ、参加すること

ビルマ政府当局が上述の提言 1 から 3 に掲げた措置を実施しない場合、JICA、および、関連企業は、Class A 区域における出資・入居等の関与を停止する、もしくは、2,000 ha への関与を行なわない意向を伝えるなど、毅然とした対応が必要である。



## 第2章：各企業に対する金融機関の投融資状況

### 田辺有輝・「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

本章では、人権侵害が指摘されている開発プロジェクトを実施している日本企業9社に対する金融機関5グループの投融資状況を調査した。この調査はオランダの市民系シンクタンクである Profundo に委託し、金融データベース等をもとに投融資の状況を明らかにした。調査結果は以下の通りである。

表：企業9社に対する金融機関の投融資状況（企業別）

単位：億円

企業名	投融資形態	三菱 UFJ	みずほ	三井住友	りそな	三井住友 トラスト
電源開発	融資	131.72	140.43			
	証券発行	380.00	330.00	290.00		
	株式保有	107.33	318.42	135.63		212.06
	債券保有	7.01	2.00	9.01		12.01
伊藤忠商事	融資	1,584.76	6,846.00	1,546.50		12.40
	証券発行	270.00	544.17	330.00		
	株式保有	96.04	893.04	29.97		696.45
	債券保有	3.99	5.01	9.02		5.99
出光興産	融資	1,663.17	400.18	1,271.67		1,032.17
	証券発行	192.00	50.47	192.00		
	株式保有	114.45	2.58	110.98		119.42
	債券保有		2.00			1.99
住友金属 鉱山	融資			2.20		1.65
	証券発行					
	株式保有	32.34	23.54	113.20		499.89
	債券保有					2.00
三井物産	融資	1,114.93	547.46	593.69		392.48
	証券発行			60.00		
	株式保有	132.16	56.40	597.84	3.34	1,235.81
	債券保有	1.00		2.00		1.98
双日	融資	2,457.11	1,285.20	265.82		
	証券発行	440.00	280.00	20.00		
	株式保有	3.87	2.20	3.80		3.25
	債券保有		8.02			
三菱商事	融資	8,169.73	2,310.18	1,503.56	75.00	1,543.76
	証券発行	1,046.70	358.35	13.67		
	株式保有	2,285.42	66.31	41.59	3.43	1,270.99

	債券保有	7.01	4.51	7.07		6.01
住友商事	融資	3,436.35	2,655.25	6,318.28	1.05	1,401.33
	証券発行	290.00	270.00	365.00		
	株式保有	43.93	31.78	22.92		
	債券保有	2.00	3.01	2.00		
丸紅	融資	4,928.85	5,663.27	447.02	2.52	67.36
	証券発行	230.00	545.00	330.00		
	株式保有	29.28	551.52	12.30		
	債券保有	3.99	2.00	2.00		

表：企業9社に対する金融機関の投融資状況（金融機関別の合計）

単位：億円

	三菱 UFJ	みずほ	三井住友	りそな	三井住友 トラスト	合計
融資	23,486.62	19,847.97	11,948.74	76.05	4,451.15	59,810.53
証券発行	2,848.70	2,377.99	1,600.67	0.00	0.00	6,827.36
株式保有	2,844.82	1,945.79	1,068.23	9.29	5,206.18	11,074.31
債券保有	25.00	26.55	31.10	0.00	32.98	115.63

具体的な調査方法は以下の通りである。

- 調査対象：本調査の対象となった投融資は以下の通り：
  - 2012年1月～2014年10月の貸付や信用付与、プロジェクト・ファイナンス
  - 2012年1月～2014年10月の株式の引き受けと債券発行
  - 各金融機関・企業の最新の報告日における株式と債券の保有状況
- 情報源：各企業の年次報告書、株式相場データ、投資雑誌・新聞・金融紙のアーカイブ及び Thomson ONE Banker や Bloomberg 等の金融データベースを活用。
- 実行額・引受額が不明な場合の推定：各金融機関の実行額や引受額が不明な場合、以下に基づいて推定している：
  - 融資においては、40%を幹事金融機関、60%を他の参加金融機関とする。
  - 株式・債券の発行の場合、75%を幹事金融機関とし、25%を参加金融機関とする。
  - 株式・債券保有の場合、金額は常に明らかにされているので、推計は不要とする。

### 第3章：結論と提言

#### 田辺有輝・「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

Fair Finance Guide では、11 の評価項目に基づいて、各金融機関の人権に関する投融資方針のスコアリングを行っている。評価項目と各金融機関の評価結果は以下の通りである。

表：各金融機関の人権に関する投融資方針のスコアリング結果

	三菱UFJ	みずほ	三井住友	りそな	三井住友 トラスト
1. 金融機関が投融資先の政府による国際的な宣言及び条約に基づく人権保障を推進	N/A	N/A	N/A	N/A	投融資先に世界人権宣言や国連グローバル・コンパクトを求めており、投融資先に適用。
2. 金融機関が投融資先の企業による国際的な宣言及び条約に基づく人権尊重を推進	N/A	N/A	N/A	N/A	投融資先に世界人権宣言や国連グローバル・コンパクトを求めており、投融資先に適用。
3. 金融機関が投融資先の企業による明示的な人権尊重のコミットメントを推進	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
4. 金融機関が投融資先の企業による人権デュー・デリジェンスの実施を推進	N/A	N/A	N/A	N/A	投融資先に世界人権宣言や国連グローバル・コンパクトを求めており、投融資先に適用。
5. 金融機関が投融資先の企業による人権侵害の被害者へ	エクエーター原則の署名を通じて、融資	エクエーター原則の署名を通じて、融資	エクエーター原則の署名を通じて、融資	N/A	N/A

の補償と回復のプロセスの設置を推進	先のプロジェクトに適用。	先のプロジェクトに適用。	先のプロジェクトに適用。		
6. 金融機関が投融資先の企業による女性の権利に対する特別な配慮（差別の予防と平等な待遇）を推進	エクエーター原則の署名を通じて、融資先のプロジェクトに適用。	エクエーター原則の署名を通じて、融資先のプロジェクトに適用。	エクエーター原則の署名を通じて、融資先のプロジェクトに適用。	N/A	投融資先に世界人権宣言や国連グローバル・コンパクトを求めており、投融資先に適用。
7. 金融機関が投融資先の企業による子どもの権利に対する特別な配慮を推進	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
8. 金融機関が投融資先の企業による先住民族の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を推進	エクエーター原則の署名を通じて、融資先のプロジェクトに適用。	エクエーター原則の署名を通じて、融資先のプロジェクトに適用。	エクエーター原則の署名を通じて、融資先のプロジェクトに適用。	N/A	N/A
9. 金融機関が投融資先の企業による土地利用者の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を推進	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
10. 金融機関が投融資先の企業による購買方針における人権関連基準の策定を推進	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
11. 金融機関が投融資先の企業によるサ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A

プレイヤー等との 契約時の人権関連 項目の設定を推進					
最終スコア	2点	2点	2点	0点	3点

※N/A：公開されている情報の中に加点対象となる方針は存在せず。

人権侵害が指摘される開発プロジェクトに関与している日本企業 9 社に対する金融機関の投融資状況とスコアリング結果の比較結果は以下の通りである。

表：日本企業 9 社に対する金融機関の投融資状況とスコアリング結果の比較結果

三菱 UFJ	<p>人権侵害の問題が指摘されている開発プロジェクト（バタン石炭火力発電事業、ボガブライ石炭採掘事業、コーラル・ベイ・ニッケル精錬事業、ティラワ特別経済区開発事業）に関与している日本企業 9 社に対して約 2 兆 3487 億円の融資を実行、約 2845 億円の株式を保有しており、投融資先の人権への配慮が適切に実施されていない。</p> <p>掲げられた投融資方針とのギャップについては、先住民族の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用について、適切に実施されていない。</p>
みずほ	<p>人権侵害の問題が指摘されている開発プロジェクト（バタン石炭火力発電事業、ボガブライ石炭採掘事業、コーラル・ベイ・ニッケル精錬事業、ティラワ特別経済区開発事業）に関与している日本企業 9 社に対して約 1 兆 9848 億円の融資を実行、約 1946 億円の株式を保有しており、投融資先の人権への配慮が適切に実施されていない。</p> <p>掲げられた投融資方針とのギャップについては、先住民族の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用について、適切に実施されていない。</p>
三井住友	<p>人権侵害の問題が指摘されている開発プロジェクト（バタン石炭火力発電事業、ボガブライ石炭採掘事業、コーラル・ベイ・ニッケル精錬事業、ティラワ特別経済区開発事業）に関与している日本企業 9 社に対して約 1 兆 1949 億円の融資を実行、約 1068 億円の株式を保有しており、投融資先の人権への配慮が適切に実施されていない。</p> <p>掲げられた投融資方針とのギャップについては、先住民族の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用について、適切に実施されていない。</p>
りそな	<p>人権侵害の問題が指摘されている開発プロジェクト（バタン石炭火力発電事業、ボガブライ石炭採掘事業、コーラル・ベイ・ニッケル精錬事業、ティラワ特別経済区開発事業）に関与している日本企業 9 社に対して約 76 億円の融資を実行、約 9 億円の株式を保有しており、投融資先の人権への配慮が適切に実施されていませ</p>



	<p>んが、人権侵害への関与は極めて低いと言える。</p> <p>公開されている情報の中には、加対象となる方針はなく、掲げられた投融資方針とのギャップはない。</p>
三井住友トラスト	<p>人権侵害の問題が指摘されている開発プロジェクト（バタン石炭火力発電事業、ボガブライ石炭採掘事業、コーラル・ベイ・ニッケル精錬事業、ティラワ特別経済区開発事業）に関与している日本企業9社に対して4451億円の融資を実行、約5206億円の株式を保有しており、投融資先の人権への配慮が適切に実施されていない。</p> <p>掲げられた投融資方針とのギャップについては、世界人権宣言や国連グローバル・コンパクトの人権規範の確保について、適切に実施されていない。</p>

以上の結果を受け、各金融機関に対して以下を提言する。

1. 人権配慮に関する投融資方針を策定・強化：三菱 UFJ、みずほ、三井住友、りそなについては、三井住友トラストの人権方針を参考にしつつ、人権配慮に関する投融資方針を策定・強化するべきである。また、三井住友トラストも更なる人権方針の強化を図るべきである。
2. 人権配慮確認（人権デュー・デリジェンス）の強化：各金融機関は、投融資における人権配慮確認（人権デュー・デリジェンス）の実施を強化するべきである。
3. エンゲージメント・投融資引上げ：各金融機関は、投融資先が適切な人権配慮を行っていない場合、適切なエンゲージメントを行い、改善されない場合は投融資の引上げ等を図るべきである。

編集：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）  
発行：アジア太平洋資料センター（PARC）  
「環境・持続社会」研究センター（JACSES）  
国際青年環境 NGO A SEED JAPAN  
協力：国際環境 NGO FoE Japan  
熱帯林行動ネットワーク（JATAN）  
Profundo  
メコン・ウォッチ

本レポートに関するお問い合わせ先

---

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、担当：田辺有輝  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-3-2 三信ビル 401  
Tel: 03-3556-7325 Fax: 03-3556-7328 Email: [jacsces@jacsces.org](mailto:jacsces@jacsces.org)